

# 彦根市の環境

(環境の状況に関する年次報告書)

令和 8 年(2026 年)1 月

彦根市



## 彦根市低炭素社会構築都市宣言

わたしたちは、化石燃料の利用により、豊かで快適な生活を享受してきたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球的規模の温暖化を招くに至った。

この地球温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築する必要に迫られている。

この人類共通の課題を解決するため、わたしたち彦根市民は、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践することを誓い、ここに彦根市を「低炭素社会構築都市」とすることを宣言する。

(平成20年7月7日宣言)

## は　じ　め　に

本市は、四季折々の美しい景観、緑豊かな里山の風景、そして琵琶湖をはじめとする豊かな水資源といった、かけがえのない自然資本に恵まれています。これらは、私たちの生活を支える基盤であると同時に、次世代へと確実に引き継ぐべき、大切な財産です。この認識に基づき、本市は行政、市民、事業者が一体となったさまざまな環境に関する取組を推進してまいりました。

近年、気候変動の進行に伴う異常気象の増加、生態系の変化、資源の大量消費など、私たちの暮らしに影響を及ぼす環境問題は、かつてないスピードで深刻化しています。こうした局面に対応するため、国内では、行政や企業などがSDGs(Sustainable Development Goals)の取組を積極的に行っており、17のゴールと169のターゲットから構成される世界共通の開発目標を通して、持続可能なよりよい未来を築くための施策を展開しているほか、滋賀県におきましても、びわ湖の日制定40周年を機に、滋賀県版のSDGsとしてMLGs(Mother Lake Goals)の取組を開始し、SDGsをより身近に捉えられるよう、琵琶湖を切り口とした13個の独自のゴールを設定しています。

本市におきましては、令和3年に第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画を策定し、目指す環境像として「歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根」を掲げ、様々な環境問題に取り組んでいます。こうした施策は行政だけで完結するものではなく、地域の皆さまのご理解とご協力が大きな力となります。

環境を守る行動は、必ずしも特別なことではありません。日常生活でできる省エネ、ごみの削減、地域の自然に親しむ機会を増やすことなど、小さな習慣の積み重ねが確実に未来を変えていく力になります。本市としましても、環境学習出前講座や啓発イベントの開催、参加しやすい地域活動の場づくりなど、市民の皆さまが彦根市の環境に関わりやすくなる取組をさらに進めてまいります。

本書は「彦根市環境基本条例」第22条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書として取りまとめたものです。本書が、市民の皆さまをはじめとする、より多くの方々にご活用いただき、本市の現状を理解いただくとともに、環境保全への積極的な行動につなげるための一助となることを願っております。

令和8年(2026年)1月

彦根市長 田 島 一 成

## 目 次

<b>1 彦根市の概要</b> .....	1
(1) 地勢.....	1
(2) 人口.....	2
(3) 気象.....	3
<b>2 彦根市の環境行政</b> .....	4
(1) 行政組織.....	4
(2) 審議会.....	4
(3) 環境施策(事業)の体系図 .....	5
<b>3 環境の現状</b> .....	7
(1) 水質.....	7
(2) 土壤.....	21
(3) 大気.....	22
(4) 騒音.....	23
(5) 廃棄物 .....	25
(6) 生活排水対策 .....	36
(7) 自然環境.....	38
(8) 保存樹木等.....	39
<b>4 公害防止対策</b> .....	42
(1) 公害に関する相談の状況 .....	42
(2) 公害関係届出状況 .....	43
(3) 公害防止および環境保全に関する協定 .....	47
<b>5 環境保全に向けた取組</b> .....	48
(1) 環境基本条例 .....	48
(2) 環境基本計画および地域行動計画と関連組織 .....	49
(3) 低炭素社会の実現と持続可能な社会を目指して .....	50
(4) 良好的な環境の保全に向けて .....	53
(5) 資源循環型社会の推進のために .....	54
(6) 市民と取り組む環境保全活動.....	56
<b>6 用語の解説</b> .....	59

## 1 彦根市の概要

### (1) 地勢

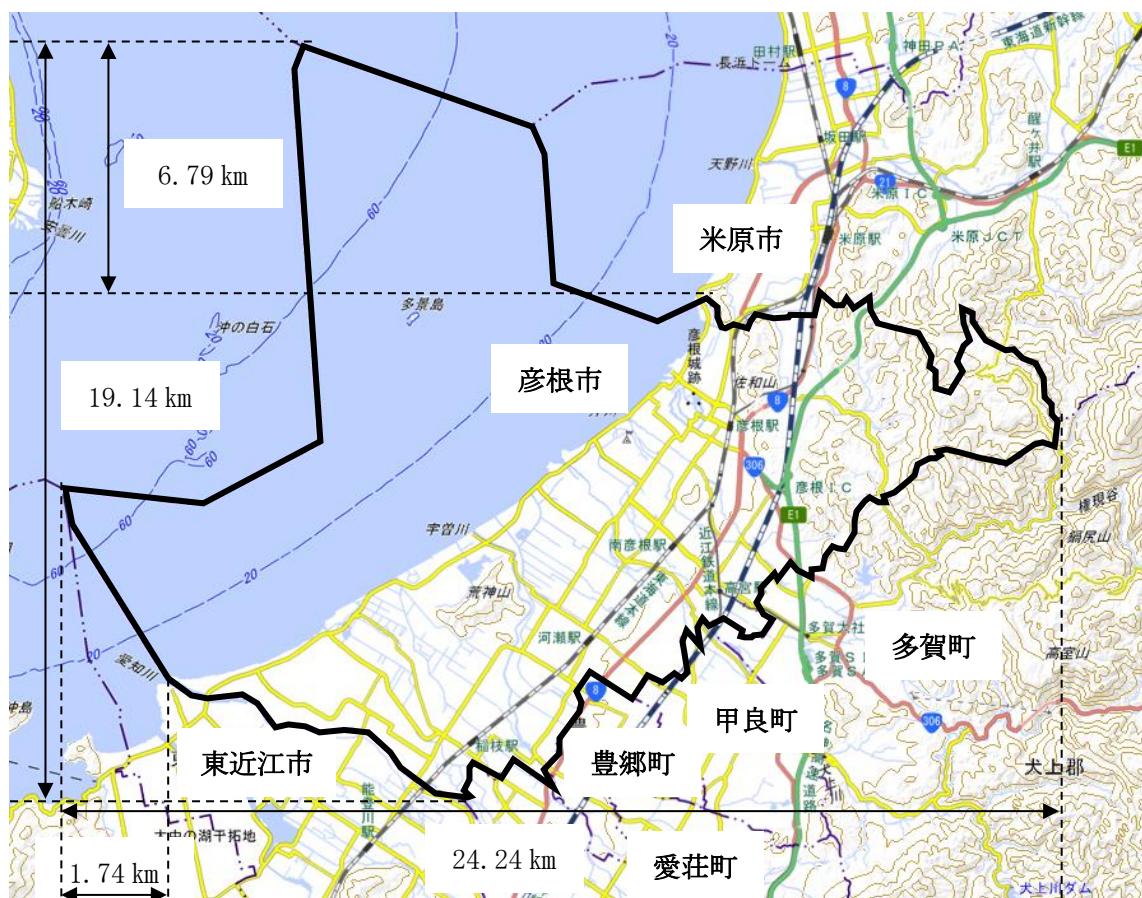
本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西には琵琶湖、東には鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそいでいます。

面 積 …… 196.87 km<sup>2</sup> (琵琶湖の面積 98.59 km<sup>2</sup>を含む)

高 度 …… 最高 684.6m 最低 83.3m

地 域 …… 東西 24.24 km (湖面域 : 1.74 km)

南北 19.14 km (湖面域 : 6.79 km)



※令和6年(2024年)版彦根市統計書

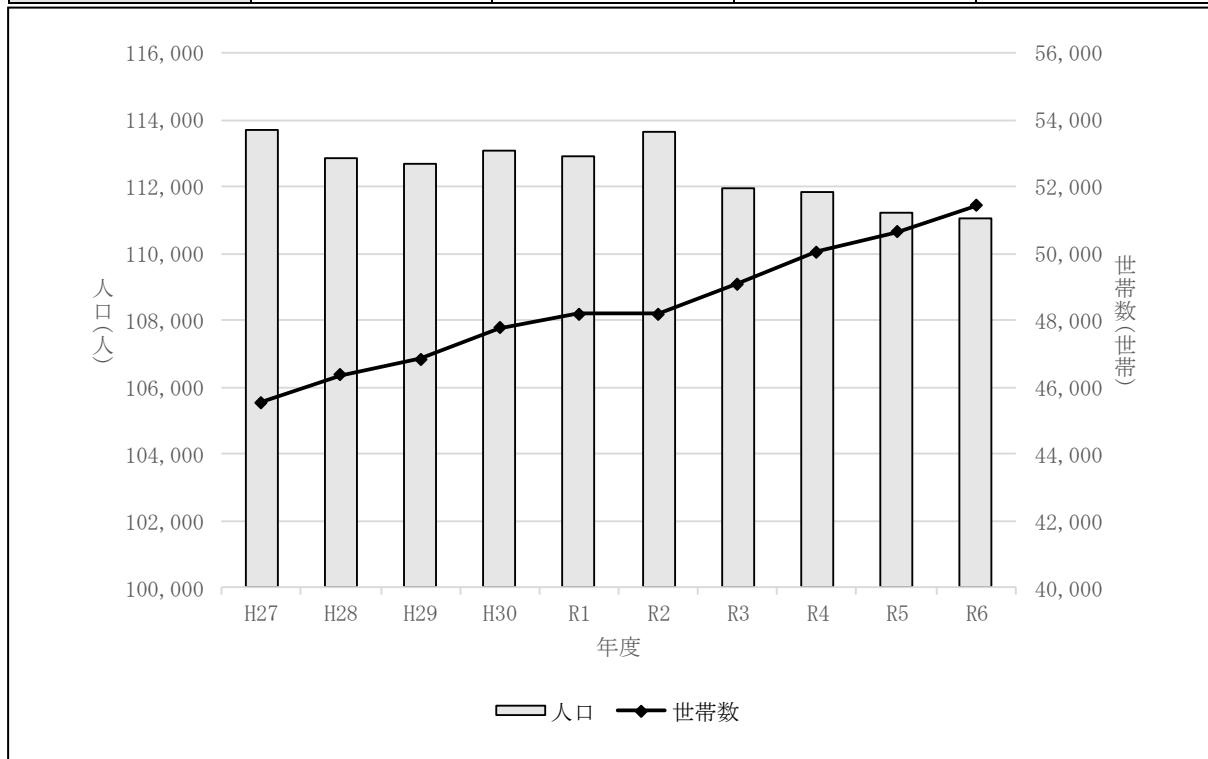
※国土地理院ホームページ(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

(2) 人口

人口・世帯数

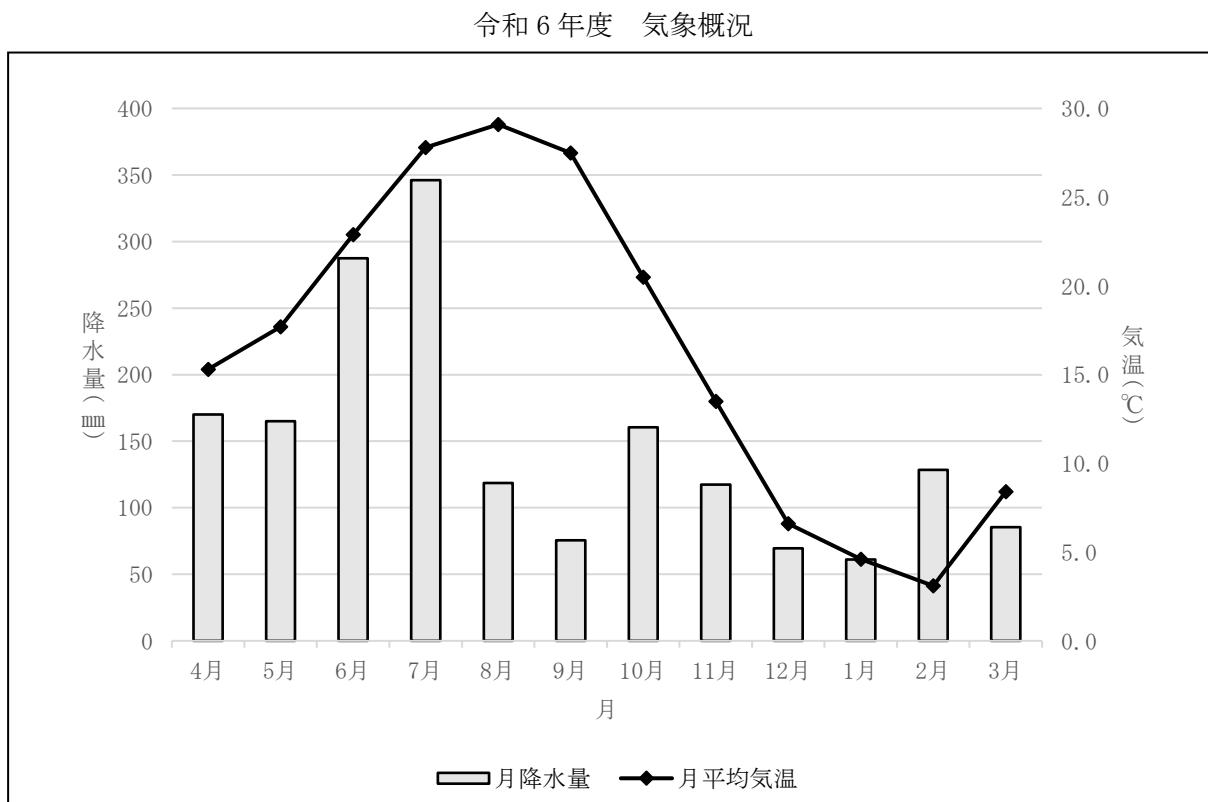
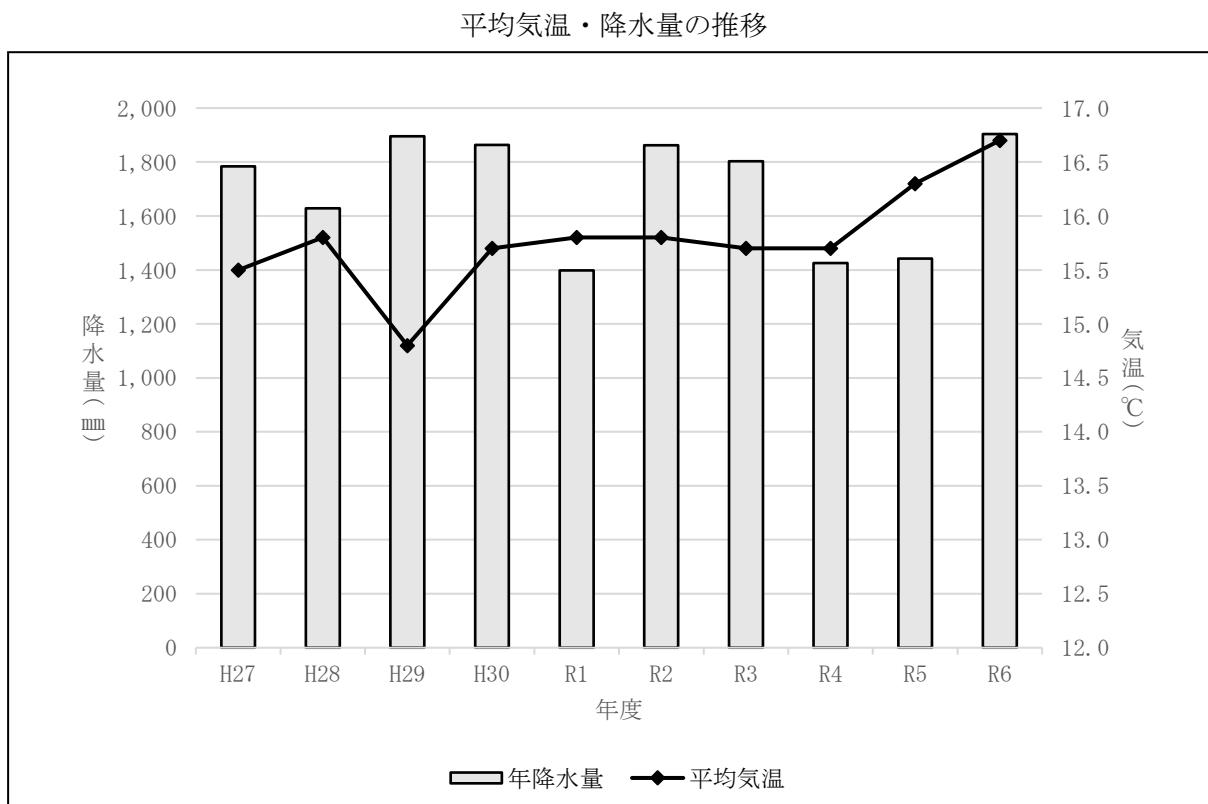
年度	人口(人)			世帯数(世帯)
	男	女	計	
平成 27 年度	56,090	57,589	113,679	45,546
平成 28 年度	55,747	57,096	112,843	46,365
平成 29 年度	55,793	56,895	112,688	46,838
平成 30 年度	56,171	56,902	113,073	47,770
令和元年度	56,159	56,769	112,928	48,202
令和 2 年度	56,492	57,155	113,647	48,212
令和 3 年度	55,759	56,213	111,972	49,100
令和 4 年度	55,845	55,990	111,835	50,047
令和 5 年度	55,537	55,717	111,254	50,649
令和 6 年度	55,414	55,616	111,030	51,436



※各年度 10 月 1 日現在

※令和 6 年(2024 年)版彦根市統計書

### (3) 気象

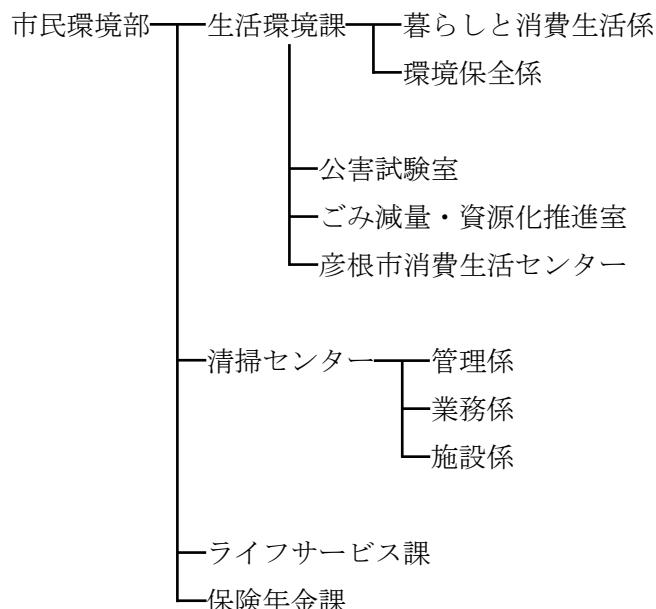


※気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

※彦根地方気象台にて観測した気象データ

## 2 彦根市の環境行政

### (1) 行政組織



### (2) 審議会

本市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくために、各種の審議会を設置しています。市民環境部の環境部門で所管している審議会は次のとおりです。

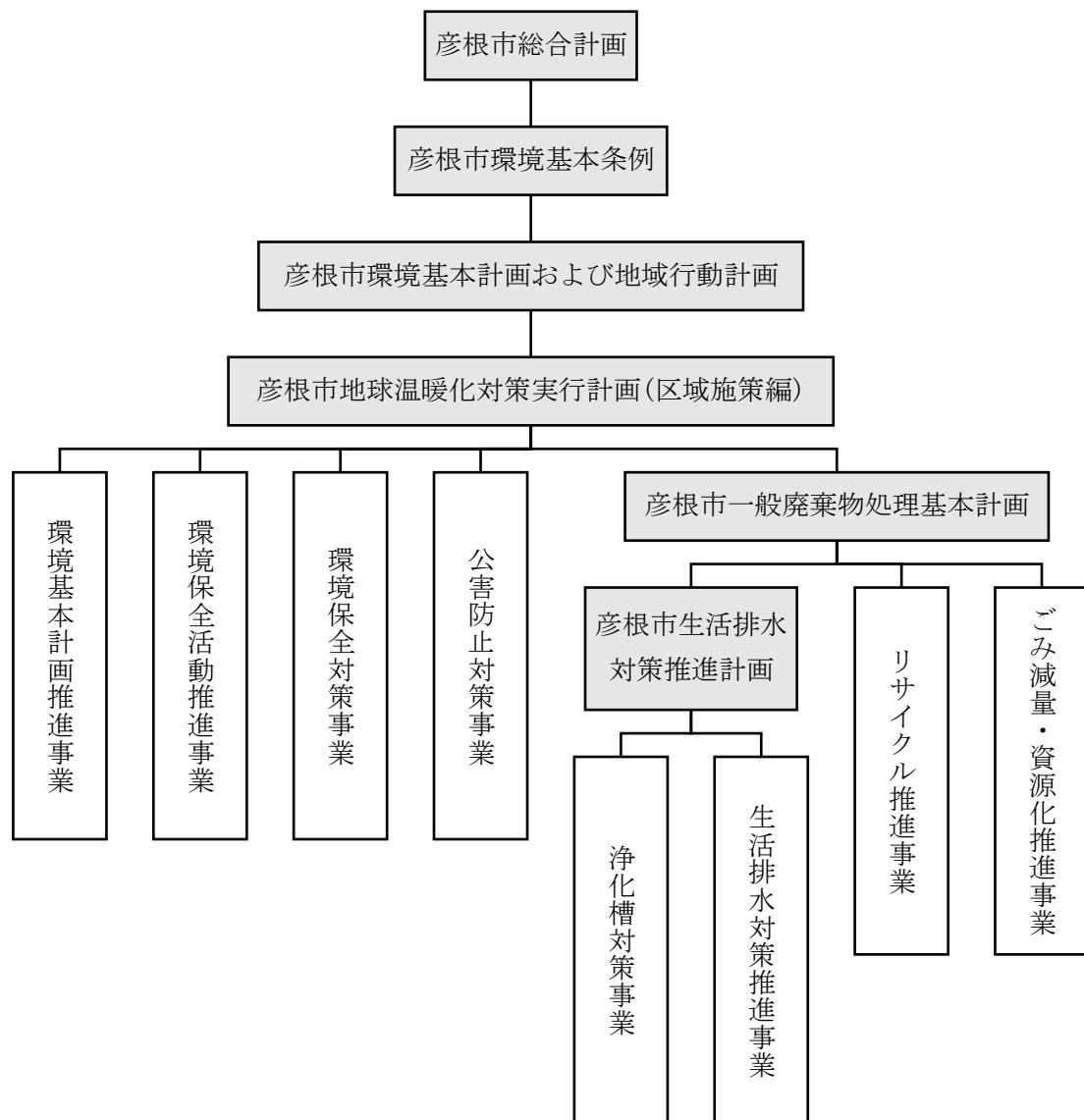
#### 彦根市環境審議会

- 根拠条例等 彦根市環境基本条例
- 設置目的 市の区域における良好な環境の保全と創出に関し、基本的事項を調査審議すること
- 定員と構成 20人以内(諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、市民・市民団体および事業者、公募により選定する者)
- 任期 2年(再任を妨げない)

#### 彦根市廃棄物減量等推進審議会

- 根拠条例等 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
- 設置目的 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議すること
- 定員と構成 20人以内(学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者)
- 任期 2年(再任を妨げない)

(3) 環境施策(事業)の体系図



### **環境基本計画推進事業**

「環境基本計画および地域行動計画」を実行性のあるものとしていくためのベースとなる事業を展開し、体系的・総合的に環境施策の推進を図っています。

### **環境保全活動推進事業**

湖東圏域の広域的な環境保全および低炭素社会構築を推進するため、湖東定住自立圏構成市町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)で共同して学習会等啓発事業を展開するとともに、自然観察会や交流会を行っています。

### **環境保全対策事業**

市域の環境保全、市民の自然保護意識の高揚を図るため、自然観察会などを行っています。また、広域的な視点からの環境保全、自然保護を推進するため、環境団体等との連携・協働による取組を行っています。

### **公害防止対策事業**

工場・事業場に対するパトロールや指導を行い、公害監視体制の強化、公害防止対策の推進および危機管理意識の向上を図っています。また、市内の大小河川や水路、土壤、地下水、大気汚染状況の把握、道路交通や事業活動に伴う騒音・振動や悪臭の調査を実施し、現状の把握および指導データを得るとともに、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の的確な運用を図っています。

### **浄化槽対策事業**

浄化槽の設置に関する調査、事前協議、維持管理の指導および、浄化槽清掃業者の指導監督をすすめることで、浄化槽の適正な維持管理を図っています。さらに、生活排水による公共水域の水質保全のため、合併処理浄化槽設置補助金の制度を設け、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

### **生活排水対策推進事業**

市民団体による身近な河川や水路の水質調査を定期的かつ継続的に実施し、水質汚濁の現状や変化を把握するとともに、イベント等での生活排水対策の啓発等を通じて、市民の生活排水対策推進計画の評価にも活かしています。

### **リサイクル推進事業**

ごみ減量と資源循環型社会の構築を図るため、段ボール、新聞、雑誌、紙パック、繊維類の資源化を目的としたリサイクル活動を推進し、集団回収を行った団体に対して奨励金を交付しています。

### **ごみ減量・資源化推進事業**

彦根市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量、資源化に向けた事業や啓発活動を実施しています。また、彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況評価を実施するための彦根市廃棄物減量等推進審議会を運営するほか、各家庭で発生する生ごみを有用微生物のはたらきを利用して堆肥化する簡易生ごみ処理を推進するなど、ごみの減量および資源化を図る取組を行っています。

### 3 環境の現状

#### (1) 水質

##### ア 河川の水質

本市では、昭和 47 年度から市内主要河川の水質検査を定期的に実施しています。令和 6 年度は 12 河川 18 地点で測定を行いました。

市内河川水質検査要領

測定地点		18 地点(12 河川)	10 地点(8 河川)
検査回数		年 4 回	年 2 回
検査項目	一般項目	水温	
	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	
		化学的酸素要求量(COD)	クロム
		溶存酸素(DO)	鉄
		浮遊物質量(SS)	亜鉛
		全窒素(T-N)	マンガン
		全りん(T-P)	銅
	健康項目	大腸菌数(CFW/100mL 年 2 回)	カドミウム 鉛 ひ素
		電気伝導度	
	その他項目		

※R3 年度以前の大腸菌は大腸菌群数(MPN/100mL)で測定

令和 6 年度 測定地点



※国土地理院ホームページ(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

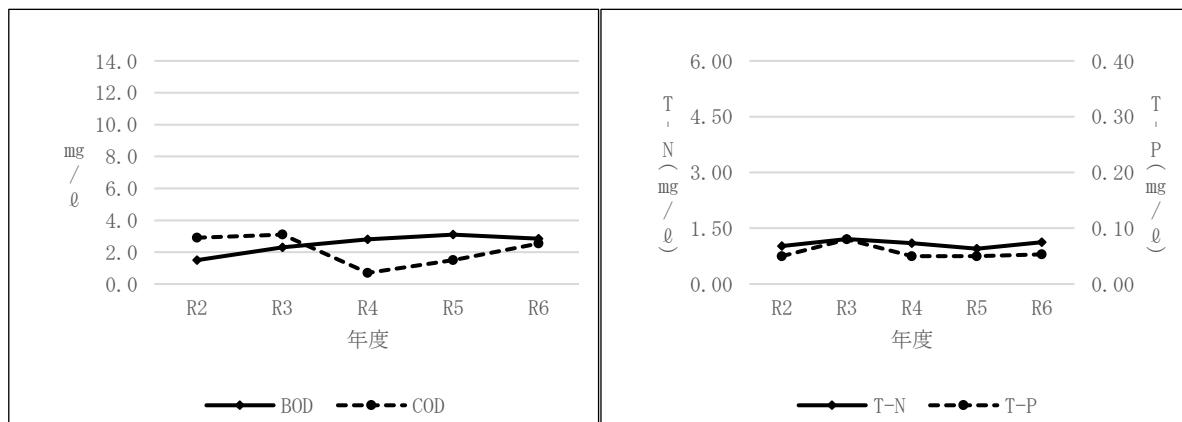
※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

※①②⑦⑧⑩⑪⑫⑯⑯⑯⑯⑯で重金属の検査を実施

## 河川の経年変化(水質)

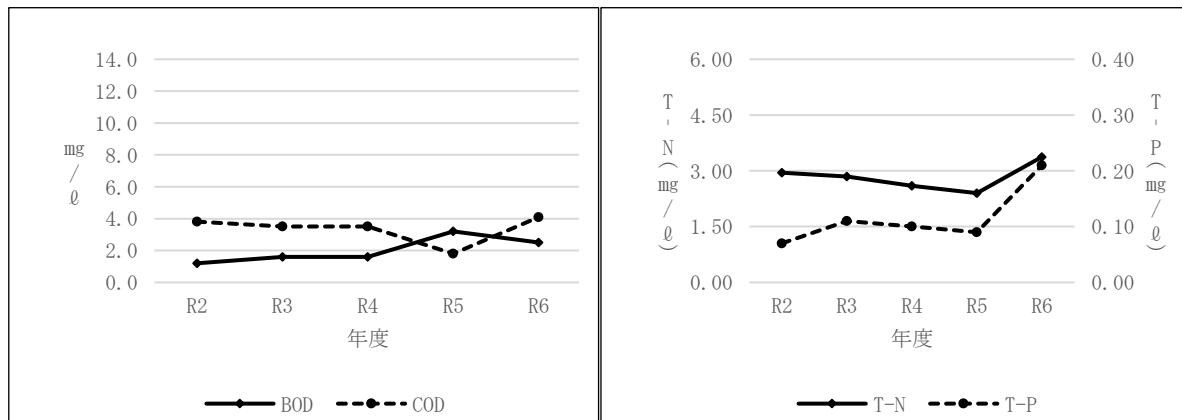
### ①矢倉川 河口付近

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH		7.0	7.2	7.1	7.3	7.3
BOD (mg/ℓ)		1.5	2.3	2.8	3.1	2.8
COD (mg/ℓ)		2.9	3.1	0.7	1.5	2.5
DO (mg/ℓ)		6.6	5.9	5.1	5.2	6.7
SS (mg/ℓ)		6.3	3.3	3.8	3.6	2.8
T-N (mg/ℓ)		1.02	1.21	1.10	0.95	1.13
T-P (mg/ℓ)		0.05	0.08	0.05	0.05	0.05
電気伝導度 (μS/cm)		429.3	249.1	296.3	282.0	258.4
大腸菌数 (CFU/100mL)		6400.0	2243.3	102.5	32.0	228.0



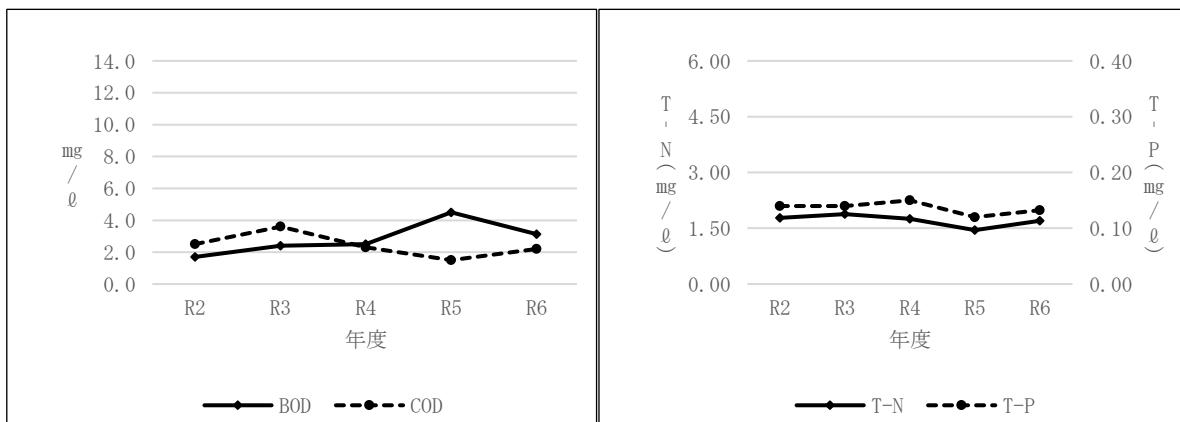
### ②旧港湾 船町交差点付近

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH		7.1	7.1	7.2	7.7	7.4
BOD (mg/ℓ)		1.2	1.6	1.6	3.2	2.5
COD (mg/ℓ)		3.8	3.5	3.5	1.8	4.1
DO (mg/ℓ)		7.3	6.2	6.2	6.0	7.0
SS (mg/ℓ)		2.2	0.8	1.7	1.3	2.4
T-N (mg/ℓ)		2.95	2.85	2.60	2.40	3.38
T-P (mg/ℓ)		0.07	0.11	0.10	0.09	0.21
電気伝導度 (μS/cm)		417.5	336.8	435.8	398.3	380.0
大腸菌数 (CFU/100mL)		24895.0	2566.7	305.0	740.0	725.0



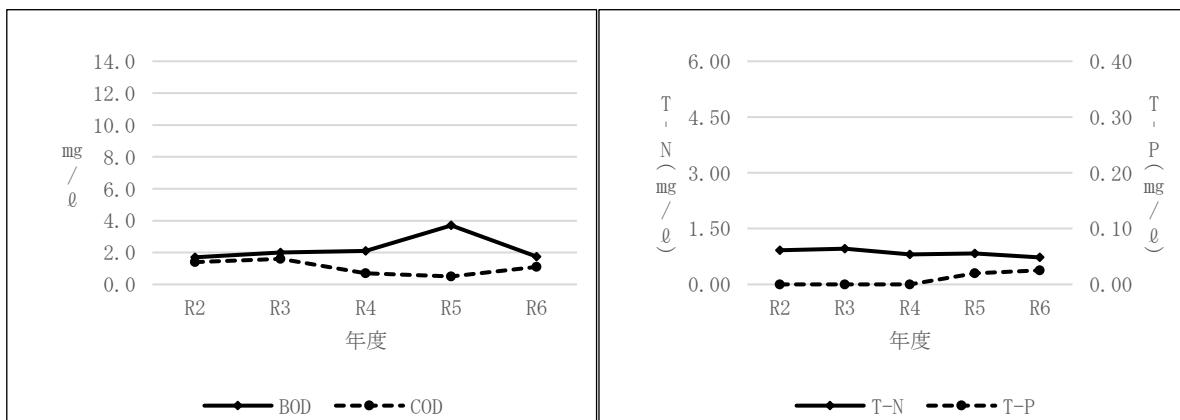
③猿ヶ瀬川 船町東交差点付近

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.0	7.3	7.6	7.6	7.3
BOD (mg/ℓ)	1.7	2.4	2.5	4.5	3.1
COD (mg/ℓ)	2.5	3.6	2.3	1.5	2.2
DO (mg/ℓ)	8.3	6.6	7.7	8.0	8.7
SS (mg/ℓ)	3.7	2.8	1.3	1.5	2.4
T-N (mg/ℓ)	1.78	1.88	1.75	1.45	1.70
T-P (mg/ℓ)	0.14	0.14	0.15	0.12	0.13
電気伝導度 (μS/cm)	354.0	320.8	557.0	399.0	461.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	5150.0	4300.0	83.5	35.0	130.5



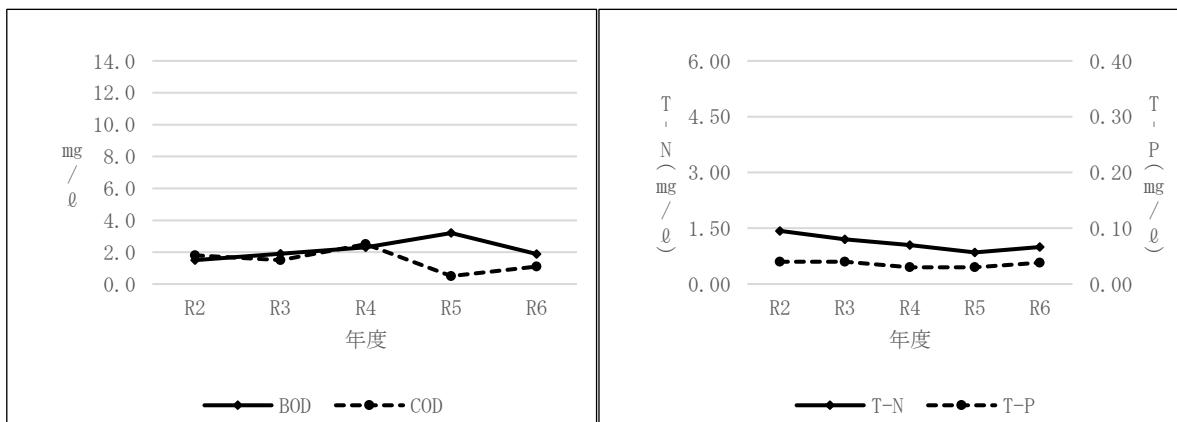
④芹川(上流) 名神高速道路付近

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.0	7.2	7.6	7.5	7.4
BOD (mg/ℓ)	1.7	2.0	2.1	3.7	1.7
COD (mg/ℓ)	1.4	1.6	0.7	0.5	1.1
DO (mg/ℓ)	7.9	7.2	7.4	7.2	9.3
SS (mg/ℓ)	1.5	0.7	0.3	1.2	0.7
T-N (mg/ℓ)	0.92	0.96	0.81	0.83	0.73
T-P (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.03
電気伝導度 (μS/cm)	214.4	207.0	226.0	218.3	222.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	4070.0	529.7	20.0	53.0	56.5



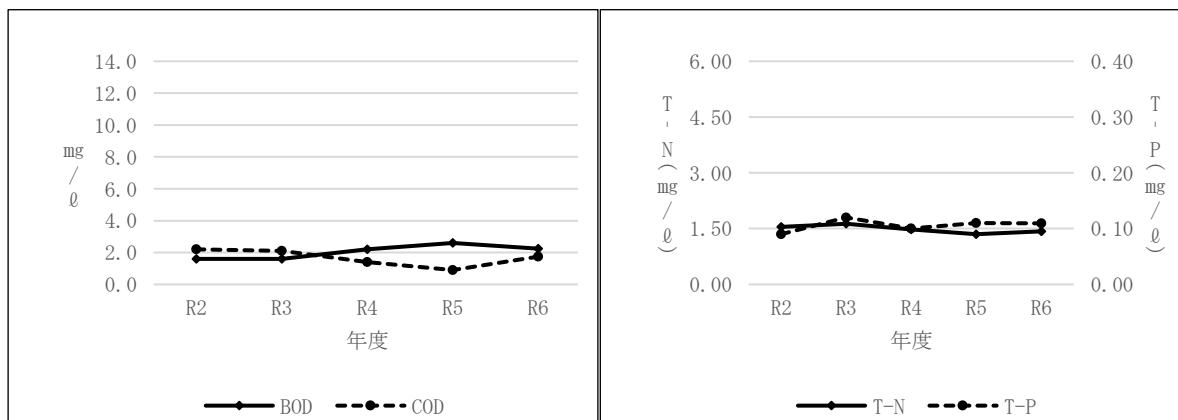
⑤芹川(下流) 池洲橋直下

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH		6.7	7.4	7.7	7.5	7.7
BOD (mg/ℓ)		1.5	1.9	2.3	3.2	1.9
COD (mg/ℓ)		1.8	1.5	2.5	0.5	1.1
DO (mg/ℓ)		7.4	7.0	7.5	6.4	8.9
SS (mg/ℓ)		2.6	1.1	0.7	0.7	1.9
T-N (mg/ℓ)		1.43	1.20	1.05	0.85	1.00
T-P (mg/ℓ)		0.04	0.04	0.03	0.03	0.04
電気伝導度 (μS/cm)		275.8	219.5	273.8	234.8	226.8
大腸菌数 (CFU/100mL)		3000.0	300.0	37.0	48.0	85.5



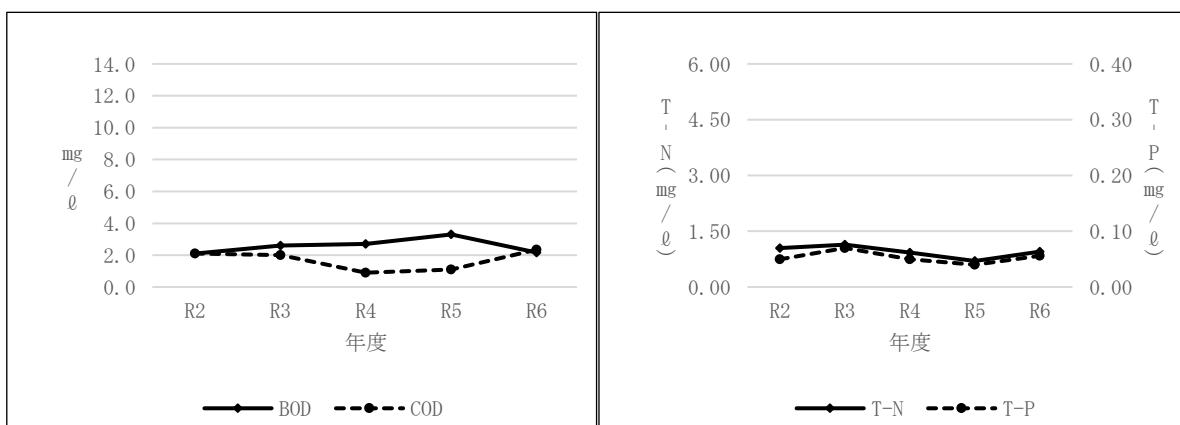
⑥平田川 平田川橋上流

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH		6.6	7.2	7.5	7.4	7.6
BOD (mg/ℓ)		1.6	1.6	2.2	2.6	2.2
COD (mg/ℓ)		2.2	2.1	1.4	0.9	1.7
DO (mg/ℓ)		7.2	5.6	5.6	4.9	7.4
SS (mg/ℓ)		2.5	2.0	0.5	1.3	0.7
T-N (mg/ℓ)		1.55	1.63	1.48	1.35	1.43
T-P (mg/ℓ)		0.09	0.12	0.10	0.11	0.11
電気伝導度 (μS/cm)		296.3	238.8	275.3	258.0	252.0
大腸菌数 (CFU/100mL)		3100.0	2443.3	22.0	25.0	38.0



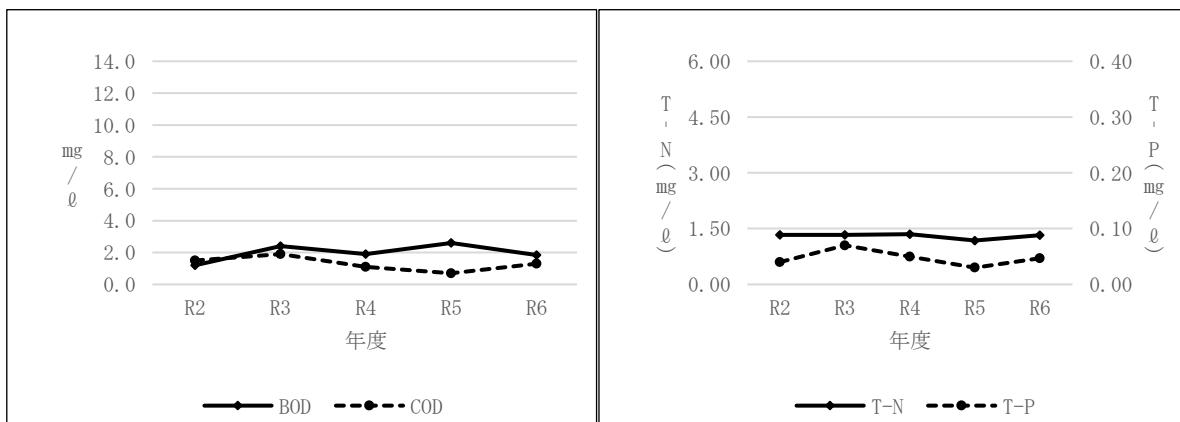
⑦北川 北川橋直下

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	6.3	7.4	7.5	7.2	7.5
BOD (mg/ℓ)	2.1	2.6	2.7	3.3	2.2
COD (mg/ℓ)	2.1	2.0	0.9	1.1	2.3
DO (mg/ℓ)	9.3	9.9	6.8	7.4	9.8
SS (mg/ℓ)	2.4	1.7	1.9	1.4	1.5
T-N (mg/ℓ)	1.05	1.14	0.93	0.70	0.95
T-P (mg/ℓ)	0.05	0.07	0.05	0.04	0.06
電気伝導度 (μS/cm)	295.5	273.0	303.5	254.0	262.5
大腸菌数 (CFU/100mL)	11850.0	3346.7	96.5	47.0	105.0



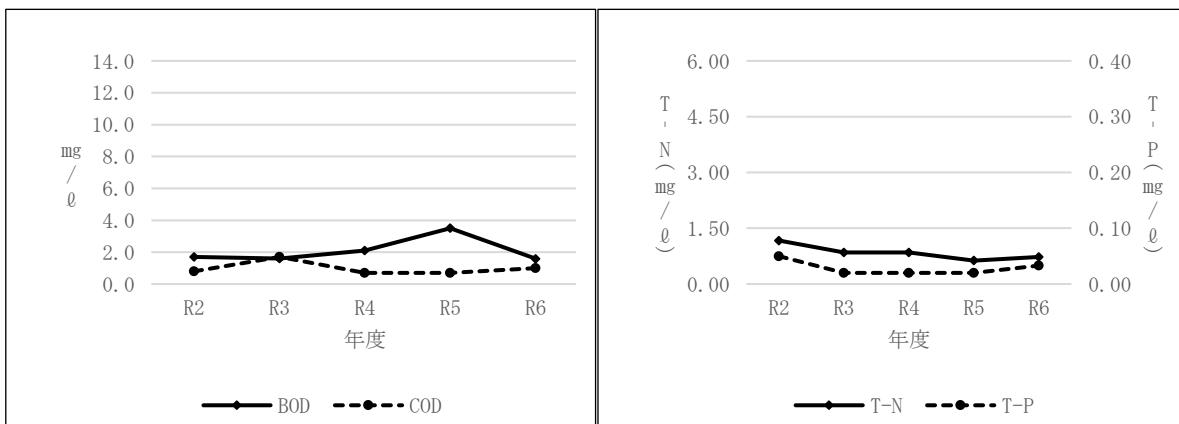
⑧野瀬川 南川橋直下

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	6.2	6.9	7.5	6.6	7.2
BOD (mg/ℓ)	1.2	2.4	1.9	2.6	1.8
COD (mg/ℓ)	1.5	1.9	1.1	0.7	1.3
DO (mg/ℓ)	6.8	7.3	5.7	5.1	7.6
SS (mg/ℓ)	4.2	2.2	1.4	1.9	2.0
T-N (mg/ℓ)	1.33	1.33	1.35	1.18	1.33
T-P (mg/ℓ)	0.04	0.07	0.05	0.03	0.05
電気伝導度 (μS/cm)	464.8	587.3	607.5	456.5	283.3
大腸菌数 (CFU/100mL)	16745.0	2933.3	139.5	60.5	57.0



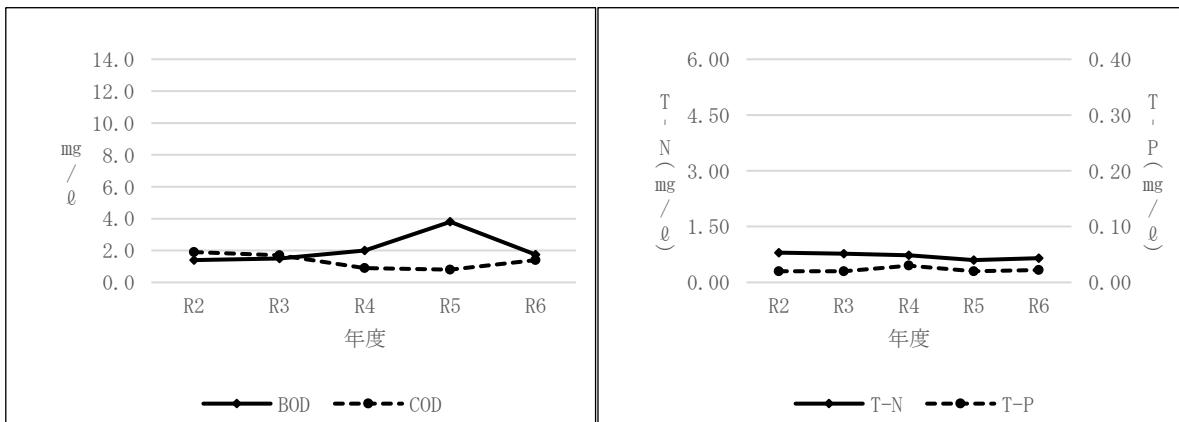
⑨犬上川(中流) 犬上橋付近

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.1	7.6	7.8	8.0	7.9
BOD (mg/ℓ)	1.7	1.6	2.1	3.5	1.6
COD (mg/ℓ)	0.8	1.7	0.7	0.7	1.0
DO (mg/ℓ)	6.4	6.6	7.1	6.6	8.4
SS (mg/ℓ)	1.0	1.5	0.8	1.1	0.9
T-N (mg/ℓ)	1.17	0.85	0.85	0.63	0.73
T-P (mg/ℓ)	0.05	0.02	0.02	0.02	0.03
電気伝導度 (μS/cm)	192.3	159.6	194.8	168.0	177.1
大腸菌数 (CFU/100mL)	2474.5	1763.3	29.0	8.0	59.5



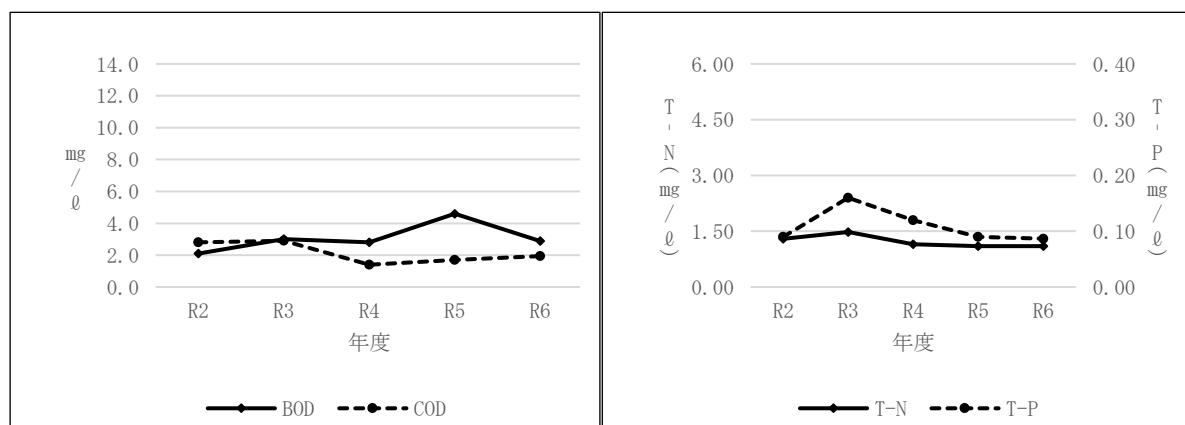
⑩犬上川(下流) 開出今橋付近

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.4	7.5	7.4	7.8	7.8
BOD (mg/ℓ)	1.4	1.5	2.0	3.8	1.7
COD (mg/ℓ)	1.9	1.7	0.9	0.8	1.4
DO (mg/ℓ)	7.1	6.4	7.0	6.9	8.7
SS (mg/ℓ)	4.4	1.1	0.4	1.3	1.3
T-N (mg/ℓ)	0.80	0.77	0.73	0.60	0.65
T-P (mg/ℓ)	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02
電気伝導度 (μS/cm)	171.9	160.6	194.5	170.0	176.3
大腸菌数 (CFU/100mL)	1015.0	696.7	35.5	14.5	65.0



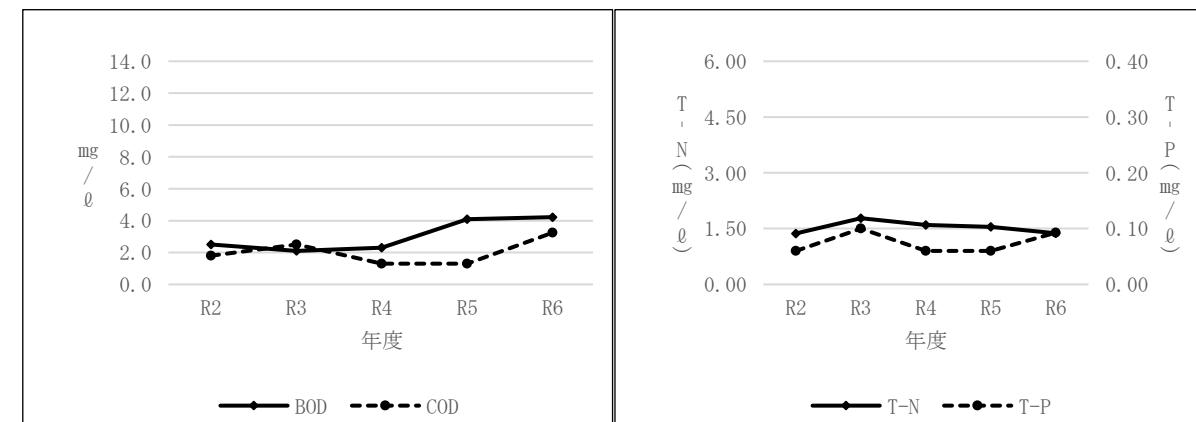
⑪江面川 江面川橋直下

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.4	7.3	7.2	7.8	7.8
BOD (mg/ℓ)	2.1	3.0	2.8	4.6	2.9
COD (mg/ℓ)	2.8	2.9	1.4	1.7	1.9
DO (mg/ℓ)	6.8	5.8	5.5	6.6	7.8
SS (mg/ℓ)	6.8	5.9	3.5	5.7	3.1
T-N (mg/ℓ)	1.30	1.48	1.15	1.10	1.10
T-P (mg/ℓ)	0.09	0.16	0.12	0.09	0.09
電気伝導度 (μS/cm)	202.3	197.2	205.0	202.9	194.9
大腸菌数 (CFU/100mL)	7150.0	8596.7	31.0	20.0	74.5



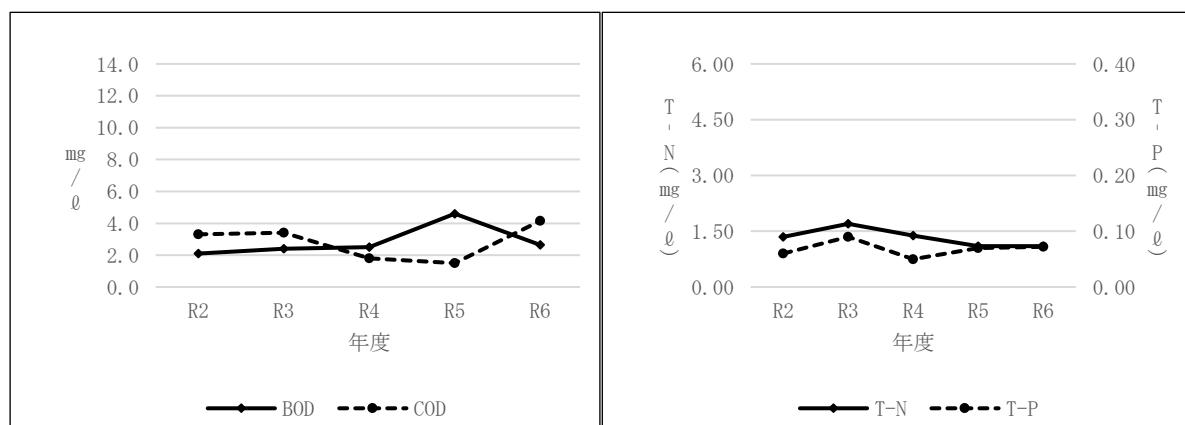
⑫安食川 休神橋付近

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.4	7.3	7.3	7.9	7.8
BOD (mg/ℓ)	2.5	2.1	2.3	4.1	4.2
COD (mg/ℓ)	1.8	2.5	1.3	1.3	3.2
DO (mg/ℓ)	7.7	5.9	5.8	6.5	8.9
SS (mg/ℓ)	6.2	4.0	4.8	8.2	7.1
T-N (mg/ℓ)	1.37	1.78	1.60	1.55	1.38
T-P (mg/ℓ)	0.06	0.10	0.06	0.06	0.09
電気伝導度 (μS/cm)	200.6	212.6	218.5	226.8	206.1
大腸菌数 (CFU/100mL)	2800.0	2996.7	122.0	25.0	55.0



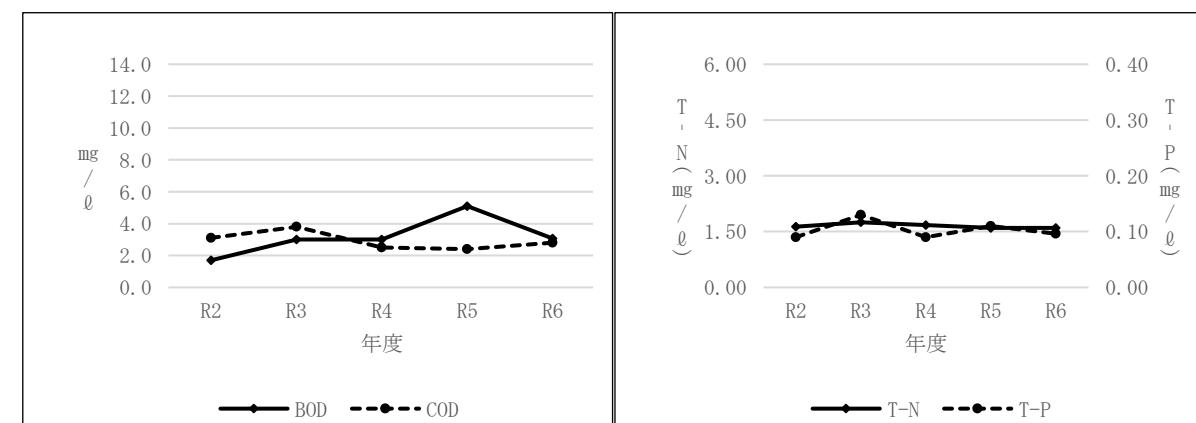
⑬宇曾川 唐崎橋直下

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.7	7.3	7.4	8.2	7.9
BOD (mg/ℓ)	2.1	2.4	2.5	4.6	2.6
COD (mg/ℓ)	3.3	3.4	1.8	1.5	4.1
DO (mg/ℓ)	8.0	6.1	6.8	7.6	8.5
SS (mg/ℓ)	4.2	2.3	3.6	5.8	3.7
T-N (mg/ℓ)	1.35	1.70	1.38	1.10	1.10
T-P (mg/ℓ)	0.06	0.09	0.05	0.07	0.07
電気伝導度 (μS/cm)	181.6	182.1	176.8	152.6	206.1
大腸菌数 (CFU/100mL)	24745.0	1544.3	75.0	13.0	31.0



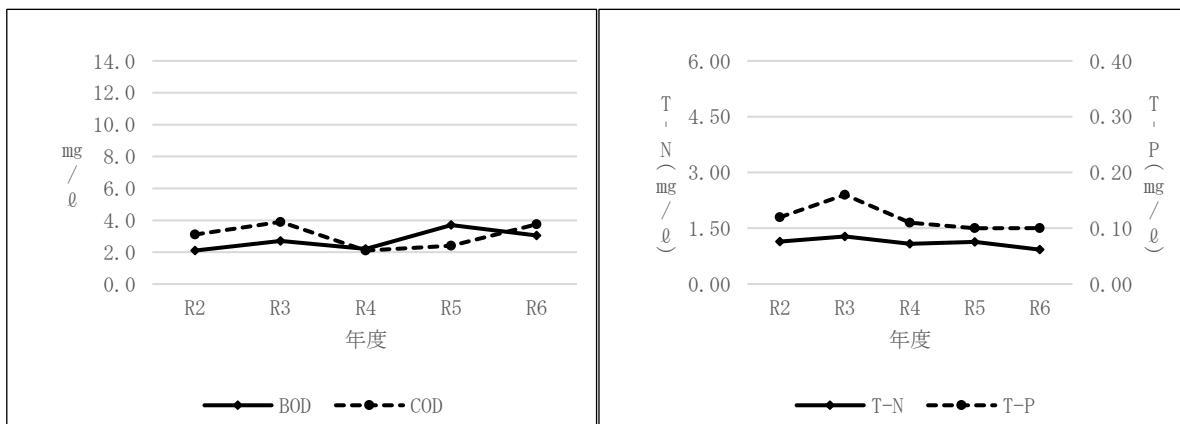
⑭文禄川 今川橋直下

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.1	7.4	7.3	7.4	7.5
BOD (mg/ℓ)	1.7	3.0	3.0	5.1	3.1
COD (mg/ℓ)	3.1	3.8	2.5	2.4	2.8
DO (mg/ℓ)	7.6	6.0	6.5	7.4	8.6
SS (mg/ℓ)	4.8	1.7	3.2	6.4	5.2
T-N (mg/ℓ)	1.63	1.75	1.68	1.60	1.60
T-P (mg/ℓ)	0.09	0.13	0.09	0.11	0.10
電気伝導度 (μS/cm)	235.1	205.9	224.9	220.4	225.1
大腸菌数 (CFU/100mL)	39665.0	3666.7	40.0	19.0	83.5



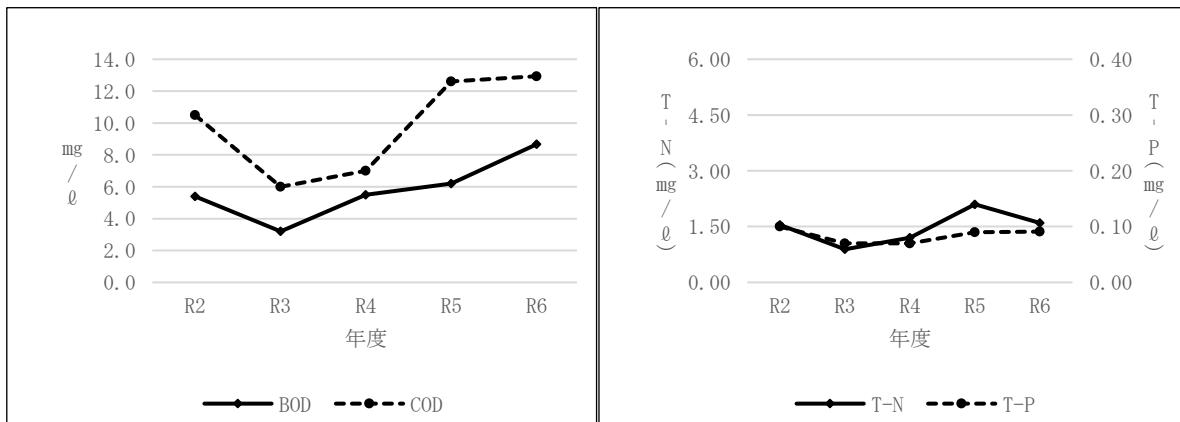
⑯不飲川 西ノ辻橋直下

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.2	7.4	7.5	7.7	7.8
BOD (mg/ℓ)	2.1	2.7	2.2	3.7	3.0
COD (mg/ℓ)	3.1	3.9	2.1	2.4	3.7
DO (mg/ℓ)	7.0	5.5	5.3	5.5	7.9
SS (mg/ℓ)	5.3	4.0	4.3	5.8	4.9
T-N (mg/ℓ)	1.14	1.28	1.08	1.13	0.93
T-P (mg/ℓ)	0.12	0.16	0.11	0.10	0.10
電気伝導度 (μS/cm)	188.5	170.7	190.3	163.5	184.9
大腸菌数 (CFU/100mL)	16895.0	1343.3	91.0	171.0	152.0



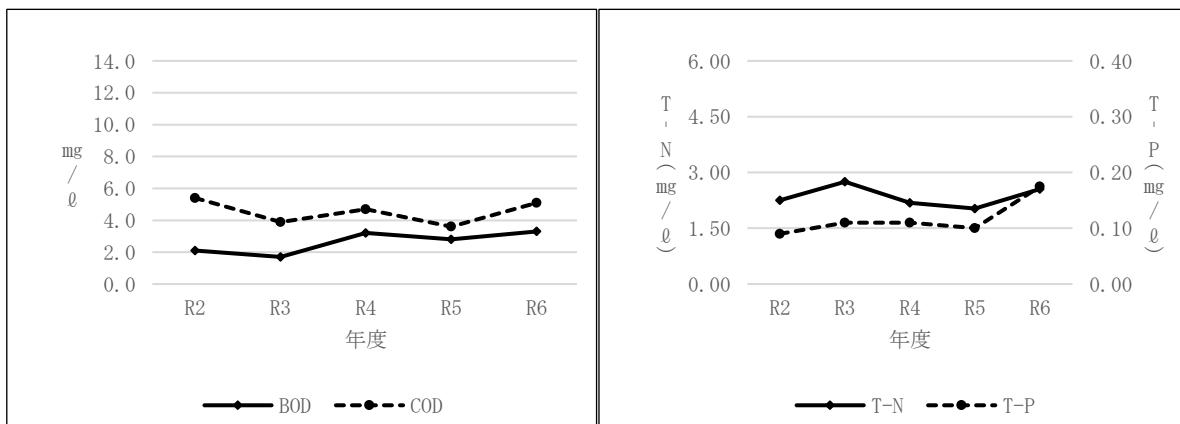
⑯曾根沼 三津屋町

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.4	7.3	7.3	7.9	7.9
BOD (mg/ℓ)	5.4	3.2	5.5	6.2	8.7
COD (mg/ℓ)	10.5	6.0	7.0	12.6	12.9
DO (mg/ℓ)	8.3	6.5	6.7	7.1	9.5
SS (mg/ℓ)	24.3	7.6	7.3	21.5	44.4
T-N (mg/ℓ)	1.55	0.89	1.20	2.10	1.60
T-P (mg/ℓ)	0.10	0.07	0.07	0.09	0.09
電気伝導度 (μS/cm)	166.3	156.4	188.0	174.7	190.9
大腸菌数 (CFU/100mL)	560.0	1583.0	11.0	10.5	39.0



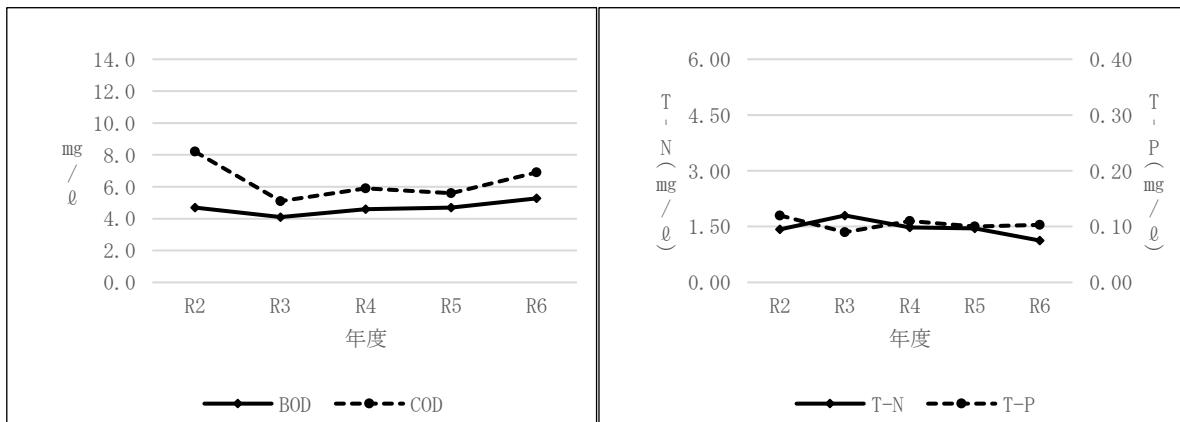
⑯中堀 立花町西交差点付近

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	7.0	7.2	7.4	7.8	7.6
BOD (mg/ℓ)	2.1	1.7	3.2	2.8	3.3
COD (mg/ℓ)	5.4	3.9	4.7	3.6	5.1
DO (mg/ℓ)	7.0	5.8	5.7	4.8	6.4
SS (mg/ℓ)	5.6	2.4	3.1	1.5	3.4
T-N (mg/ℓ)	2.25	2.75	2.18	2.03	2.55
T-P (mg/ℓ)	0.09	0.11	0.11	0.10	0.17
電気伝導度 (μS/cm)	386.8	493.8	408.5	376.3	351.0
大腸菌数 (CFU/100mL)	2695.0	2163.3	196.5	156.0	495.0



⑯内堀 彦根東高校前

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
pH	6.9	7.4	7.8	7.8	7.5
BOD (mg/ℓ)	4.7	4.1	4.6	4.7	5.3
COD (mg/ℓ)	8.2	5.1	5.9	5.6	6.9
DO (mg/ℓ)	8.6	8.5	6.9	6.5	8.4
SS (mg/ℓ)	16.3	6.8	7.8	6.8	11.1
T-N (mg/ℓ)	1.43	1.80	1.48	1.45	1.13
T-P (mg/ℓ)	0.12	0.09	0.11	0.10	0.10
電気伝導度 (μS/cm)	322.3	363.3	358.5	337.0	338.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	300.0	451.0	60.5	8.0	75.0



### 河川の経年変化(重金属関連)

#### ①矢倉川 河口付近

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	0.004	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.55	0.50	0.03	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.016	0.010	0.011	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	0.20	0.21	0.14	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

#### ②旧港湾 船町交差点付近

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.05	0.12	0.12	<0.1	0.15
亜鉛(mg/ℓ)	0.046	0.052	0.024	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

#### ⑦北川 北川橋直下

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	0.003	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.42	0.35	0.35	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.009	0.008	0.008	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

#### ⑧野瀬川 南川橋直下

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.29	0.33	0.10	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.008	0.008	0.004	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑪江面川 江面川橋直下

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	0.004	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.80	1.09	0.55	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.014	0.009	0.004	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	0.10	0.12	0.07	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑫安食川 休神橋付近

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.59	0.74	0.32	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.009	0.01	0.005	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	0.085	0.09	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑬文禄川 今川橋直下

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	0.004	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.76	1.00	0.60	0.15	0.2
亜鉛(mg/ℓ)	0.014	0.009	0.004	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	0.06	0.10	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑭不飲川 西ノ辻橋直下

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	0.002	0.001	0.004	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	1.90	2.60	1.05	0.30	0.20
亜鉛(mg/ℓ)	0.011	0.010	0.006	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	0.23	0.29	0.01	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑯中堀 立花町西交差点付近

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.20	0.28	0.15	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.033	0.046	0.023	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

⑯内堀 彦根東高校前

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム(mg/ℓ)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ひ素(mg/ℓ)	0.002	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄(mg/ℓ)	0.28	0.36	0.18	<0.1	<0.1
亜鉛(mg/ℓ)	0.018	0.026	0.019	<0.1	<0.1
マンガン(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.1	<0.1
銅(mg/ℓ)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01

各表中の「<」は定量下限値未満であることを示しています。

## イ 十王村の水の水質

西今町にある十王村の水は、昭和 60 年に環境庁(現環境省)が選定した名水百選の一つです。

本市では毎年、水質の検査を実施しており、令和 6 年度も全ての検査項目において基準を満たす結果となりました。

### 令和 6 年度 検査結果

検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌(個/mℓ)	0	≤100	総トリハロメタン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.1
大腸菌	不検出	検出されないこと	トリクロロ酢酸(mg/ℓ)	<0.003	≤0.03
カドミウム及びその化合物(mg/ℓ)	<0.0003	≤0.003	プロモジクロロメタン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.03
水銀及びその化合物(mg/ℓ)	<0.00005	≤0.0005	プロモホルム(mg/ℓ)	<0.001	≤0.09
セレン及びその化合物(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	ホルムアルデヒド(mg/ℓ)	<0.008	≤0.08
鉛及びその化合物(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	亜鉛及びその化合物(mg/ℓ)	<0.01	≤1.0
ヒ素及びその化合物(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	アルミニウム及びその化合物(mg/ℓ)	<0.02	≤0.2
六価クロム化合物(mg/ℓ)	<0.002	≤0.02	鉄及びその化合物(mg/ℓ)	<0.01	≤0.3
亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	<0.004	≤0.04	銅及びその化合物(mg/ℓ)	<0.05	≤1.0
シアノ化物イオン及び塩化シアノ(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	ナトリウム及びその化合物(mg/ℓ)	9	≤200
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/ℓ)	0.6	≤10	マンガン及びその化合物(mg/ℓ)	<0.005	≤0.05
フッ素及びその化合物(mg/ℓ)	<0.08	≤0.8	塩化物イオン(mg/ℓ)	8.4	≤200
ホウ素及びその化合物(mg/ℓ)	<0.1	≤1.0	カルシウム、マグネシウム等(硬度)(mg/ℓ)	65	≤300
四塩化炭素(mg/ℓ)	<0.0002	≤0.002	蒸発残留物(mg/ℓ)	100	≤500
1,4-ジオキサン(mg/ℓ)	<0.005	≤0.05	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.02	≤0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.04	ジエオスミン(mg/ℓ)	<0.000001	≤0.00001
ジクロロメタン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.02	2-メチルイソボルネオール(mg/ℓ)	<0.000001	≤0.00001
テトラクロロエチレン(mg/ℓ)	<0.0005	≤0.01	非イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.005	≤0.02
トリクロロエチレン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	フェノール類(mg/ℓ)	<0.0005	≤0.005※
ベンゼン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(mg/ℓ)	<0.3	≤3
塩素酸(mg/ℓ)	<0.06	≤0.6	pH値	7.2	5.8～8.6
クロロ酢酸(mg/ℓ)	<0.002	≤0.02	臭気	異常なし	異常でないこと
クロロホルム(mg/ℓ)	<0.001	≤0.06	色度(度)	<0.5	≤5
ジクロロ酢酸(mg/ℓ)	<0.003	≤0.03	濁度(度)	<0.1	≤2
ジプロモクロロメタン(mg/ℓ)	<0.001	≤0.1	腸管出血性大腸菌0157	不検出	△
臭素酸(mg/ℓ)	<0.001	≤0.01			

※フェノールの量に換算

表中の「<」は定量下限値未満であることを示しています。

## (2) 土壤

令和6年度は下図の5地点において調査を行いました。いずれの地点も環境基準を満たす結果となりました。

令和6年度 調査地点



※国土地理院ホームページ(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

令和6年度 調査結果

項目	①中山町	②日夏町	③三津屋町	④下稻葉町	⑤高宮町	環境基準
カドミウム (mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	≤0.003
鉛 (mg/ℓ)	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	—	≤0.01
六価クロム (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≤0.05
ひ素 (mg/ℓ)	0.004	<0.001	0.002	—	—	≤0.01
総水銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	≤0.0005
銅 (mg/kg · dry)	—	—	—	66	—	<125

表中の「<」は定量下限値未満であることを示しています。

### (3) 大気

#### ア 微小粒子状物質(PM2.5)

PM2.5は、大気中に浮遊している  $2.5 \mu\text{m}$  ( $1 \mu\text{m}$  は  $1 \text{mm}$  の  $1000$  分の  $1$ ) 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質(SPM:  $10 \mu\text{m}$  以下の粒子)よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの  $30$  分の  $1$  程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。大気中の PM2.5 の濃度が高い場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らし、やむを得ず外出する際はマスクを着用するといった注意が必要です。

県内の PM2.5 濃度が一定値以上になった場合に、滋賀県から PM2.5 に係る注意喚起が行われます。彦根市においても滋賀県からの情報をもとに彦根市メール配信システムにより、各関係機関を通じて市民に情報が伝達するように体制を整えています。なお、令和 6 年度は、PM2.5 に係る注意喚起は行われませんでした。

#### 注意喚起の基準値

時間帯	基準値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	数値の求め方
早朝	85	9つの一般局の午前 4 時から 7 時までの 3 時間の平均値を求め、これら 9 つの値の高い方から 2 番目の値とします。
午前	80	9つの一般局の午前 4 時から 12 時までの 8 時間の平均値を求め、これら 9 つの値の高い方から 1 番目の値とします。 (注意喚起の発出時間は午後の早い時間帯になります。)

9 つの一般局とは、県内の堅田局、草津局、守山局、甲賀局、八幡局、東近江局、彦根局、長浜局、高島局であり、PM2.5 をはじめ大気汚染物質等を 24 時間連続測定しています。

#### イ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季の日差しが強く、風の弱い日に発生しやすく、人体に「目がチカチカする」「喉が痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にも影響を与える可能性があります。

光化学スモッグにおいても PM2.5 と同様、滋賀県から注意報等が発令されましたら、市民に情報が伝達するように体制を整えています。令和 6 年度は、光化学スモッグに係る注意喚起は行われませんでした。

#### 注意報等の発令区分

区分	発令基準
注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が $0.12\text{ppm}$ 以上
警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が $0.24\text{ppm}$ 以上
重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が $0.40\text{ppm}$ 以上

#### (4) 騒音

本市では、市内の主要幹線道路を騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、評価対象路線の環境基準達成状況を把握しています。

令和6年度は次の路線において自動車騒音の測定を実施しました。

令和6年度 測定対象道路

評価対象 路線名	道路の 種類	車線 数	測定延長 (km)	測定単位 区間番号	調査対象区間
彦根近江八幡線	都道府県道 (主要地方 道含む)	2	16.0	40930-1 40971-1 40940-1	外町交差点～彦根・東近江市境
彦根環状線	都道府県道 (主要地方 道含む)	2-4	6.8	63080-1 63090-1 63090-2 63090-3 63090-4	大藪町南交差点～ 平田町西交差点 戸賀町西交差点～ 正法寺町交差点

令和6年度 測定結果

路線名 (測定単位区間番号)	基準時間帯 騒音レベル(dB)		環境基準値(dB)		環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
彦根近江八幡線 (40971)	61	54	70	65	○	○
彦根近江八幡線 (40940)	72	69	70	65	×	×
彦根環状線 (63080)	64	55	70	65	○	○
彦根環状線 (63090)	68	62	70	65	○	○

令和6年度 面的評価結果

	昼夜ともに基準値以下		昼のみ (午前6時～午後10時) 基準値以下		夜のみ (午後10時～午前6時) 基準値以下		昼夜ともに基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (5,730戸)	5,397	94.2	176	3.1	0	0.0	157	2.7
近接空間 (1,938戸)	1,711	88.3	118	6.1	0	0.0	109	5.6
非近接空間 (3,792戸)	3,686	97.2	58	1.5	0	0.0	48	1.3

彦根市内の本年度および過年度の評価対象区間における、道路に面する地域に立地している住居等を対象に自動車騒音の面的評価を行いました。

集計の結果、昼夜間とも環境基準値以下であったのは、全体の94.2%でした。

割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。

## (5) 廃棄物

一般廃棄物を大きく分類すると、ごみとし尿(浄化槽汚泥を含む。)に分けられます。本市では主に清掃センターでこれらの廃棄物の処理を行っています。埋立ごみについては、彦根愛知犬上広域行政組合が管理する一般廃棄物の最終処分場である中山投棄場で平成28年3月末まで埋立を行い、その後、令和3年3月末までは埋立ごみの積替保管の中継基地として活用し、民間事業者の管理する最終処分場で処理を行っていましたが、令和3年4月以降は中継基地を東近江市の小八木町へ移しています。

また、ごみは、「資源物」、「燃やすごみ」、「粗大ごみ」、「埋立ごみ」に大別されています。廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市ではごみの減量と資源化を進めており、古紙や衣類、容器包装プラスチックなどを資源として処理しています。

彦根市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次のような取組を実施し、ごみの減量と資源化に取り組んでいます。

- 市民一人ひとりのごみの減量への行動が促されるよう、広報ひこねやホームページ、出前講座、パネル展示において、啓発や情報提供を行っています。
- 食品ロス削減のため、食品ロス削減月間(10月)および年末年始(12月～1月)にラジオ放送を行っています。
- 滋賀県における食品ロスの削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、その取組を広く紹介する「三方よしフードエコ推奨店」制度について、その周知と推奨店の取組を紹介しています。
- 雑がみの分別に係る普及啓発活動のため、雑がみ分別保管袋の配布を行っています。
- 3キリ(水キリ・食べキリ・使いキリ)の推進のため、ホームページ等で周知しています。
- 清掃センターへの搬入時に、身分証明書の確認などによるごみの排出元の確認を行っています。
- 小型家電の分別回収のほか、民間事業者と協定を結び、家庭で不要になったパソコン・小型家電の宅配便による無料回収を行っています。
- 使用済蛍光管等の資源化を行っています。
- ペットボトルの再資源化を行っています。
- 民間事業者が行う使用済みペンのリサイクルプログラムに参加し、使用済みペン等の回収を行っています。
- 不要品をリユースするオンラインサービスを運営する民間事業者と協定を結び、リユースの促進を図っています。

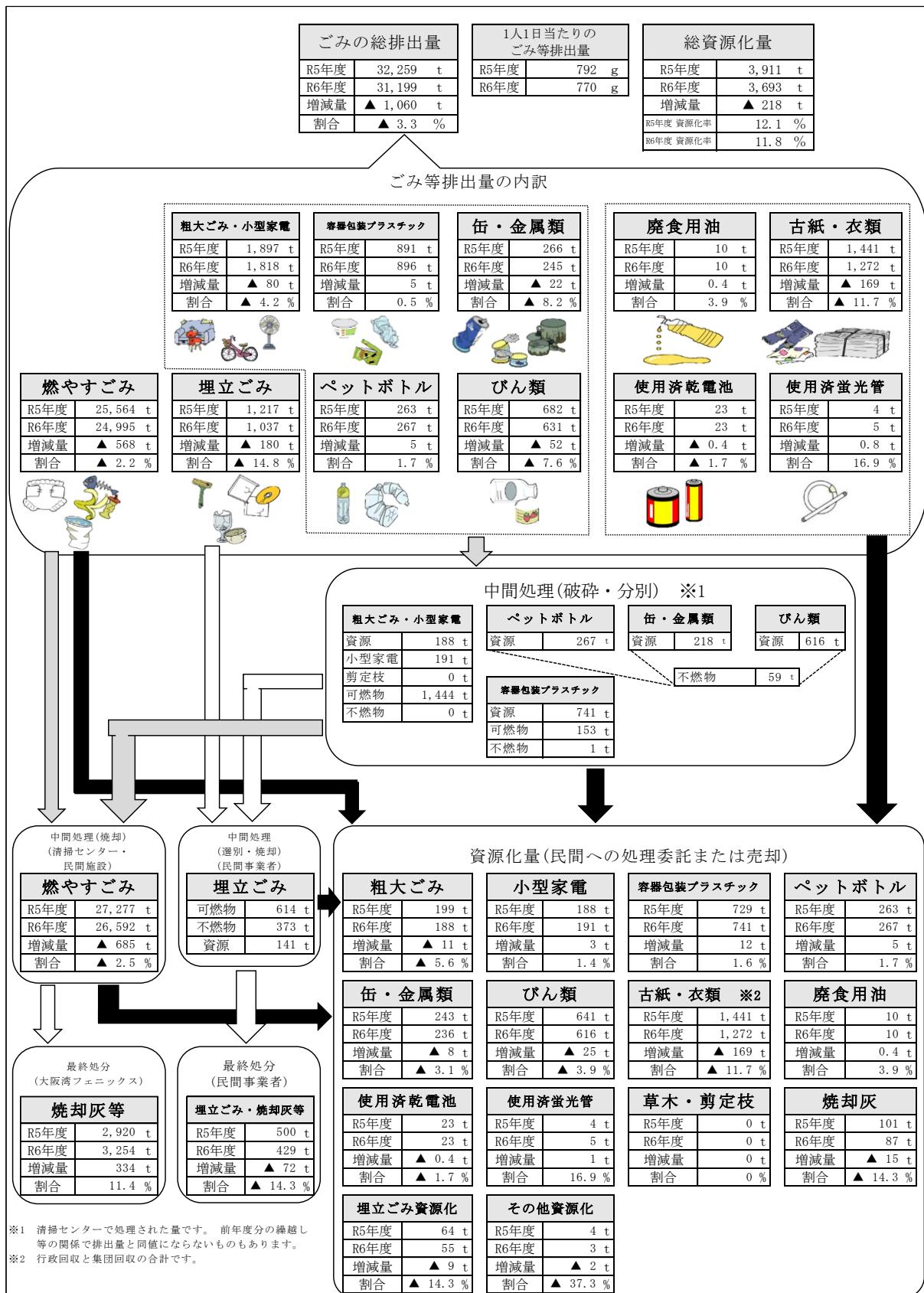
令和6年度における彦根市のごみ等排出量は、前年度に比べ、約1,060トン減少し、市民1人1日あたりのごみ等排出量は約770グラムとなりました。家庭系ごみ排出量は年々減少している一方で、事業系ごみ排出量はやや増加傾向にあります。

家庭系ごみ排出量の減少は、民間事業者との連携による取組や周知啓発が一定の効果につながっている可能性が考えられます。また、事業系ごみ排出量の増加は、コロナ禍により増加していたリモートワークの縮小等が影響している可能性があります。

古紙・衣類の行政回収量および集団回収量の減少は、デジタル化の進展により、新聞紙や印刷・情報用紙の需要減少に伴い、古紙の全体量が減少しているほか、近年、利便性の高い店舗回収の利用の増加や、コロナ禍を機に集団回収の実施が見直され、縮小もしくは廃止をされる団体が増えてきていることが要因であると考えられます。なお、集団回収量、行政回収量および店舗回収量の合計は、昨年度に比べ約140トン減少しています。

引き続き、ごみ等排出量の約8割を占める燃やすごみの削減に重点を置き、「食品ロス」や「雑がみ」など燃やすごみを削減できる余地があるものを中心とした取組が必要となっています。

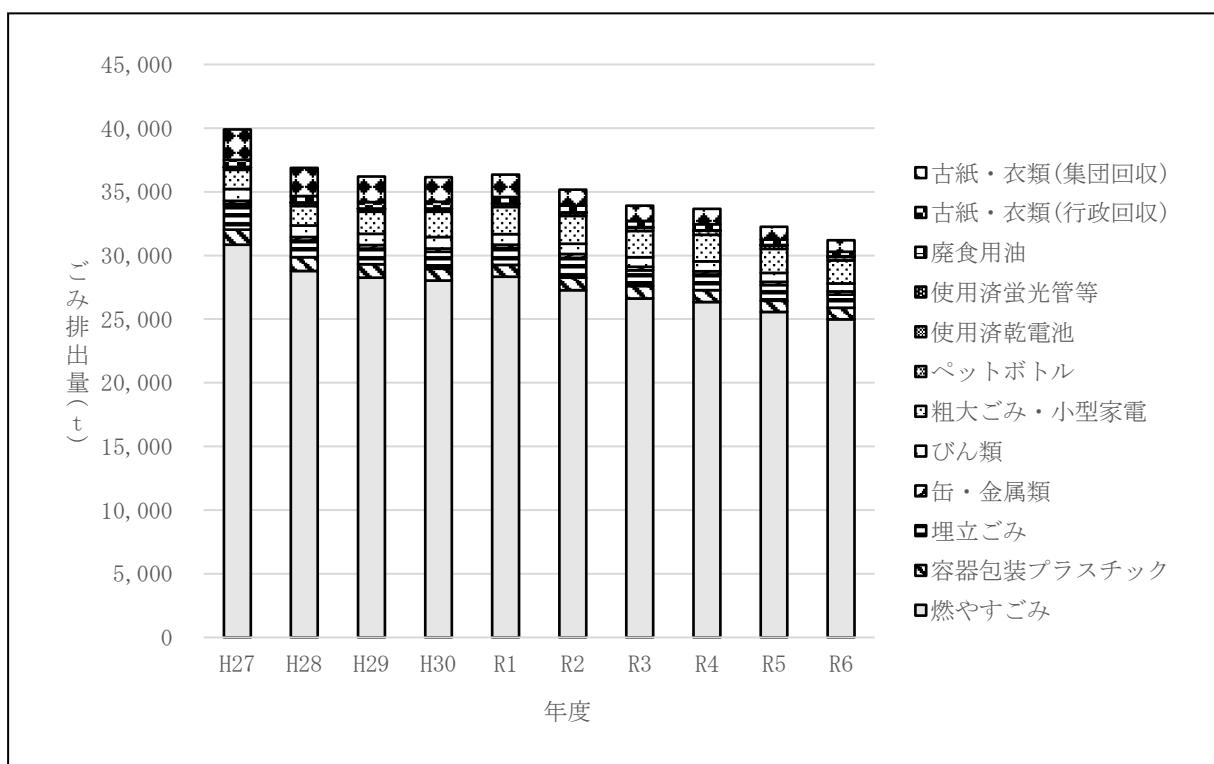
## 令和6年度 ごみ排出量フロー図



## ア ごみ排出量

ごみ排出量の経年変化

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やすごみ(t)		30,848	28,790	28,256	28,021	28,320	27,281	26,628	26,343	25,564	24,995
容器包装プラスチック(t)		1,181	1,080	1,066	930	947	975	983	939	891	896
埋立ごみ(t)		2,017	1,303	1,233	1,345	1,316	1,554	1,232	1,233	1,217	1,037
缶・金属類(t)		253	265	269	254	261	295	267	252	266	245
びん類(t)		915	911	878	895	818	809	763	763	682	631
粗大ごみ・小型家電(t)		1,506	1,528	1,721	1,977	2,142	2,193	2,051	2,101	1,897	1,818
ペットボトル(t)		188	244	212	216	225	237	260	309	263	267
使用済乾電池(t)		26	24	24	25	26	26	24	23	23	23
使用済蛍光管等(t)		1	2	3	4	4	3	4	5	4	5
廃食用油(t)		27	11	11	12	12	12	12	10	10	10
古紙・衣類(行政回収)(t)		546	509	523	526	511	525	489	467	419	374
古紙・衣類(集団回収)(t)		2,384	2,210	2,013	1,935	1,771	1,257	1,197	1,205	1,022	898
ごみ等総排出量(t)		39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	35,166	33,908	33,648	32,259	31,199
1人1日当たりのごみ排出量(g)		967	895	880	876	880	857	830	824	792	770

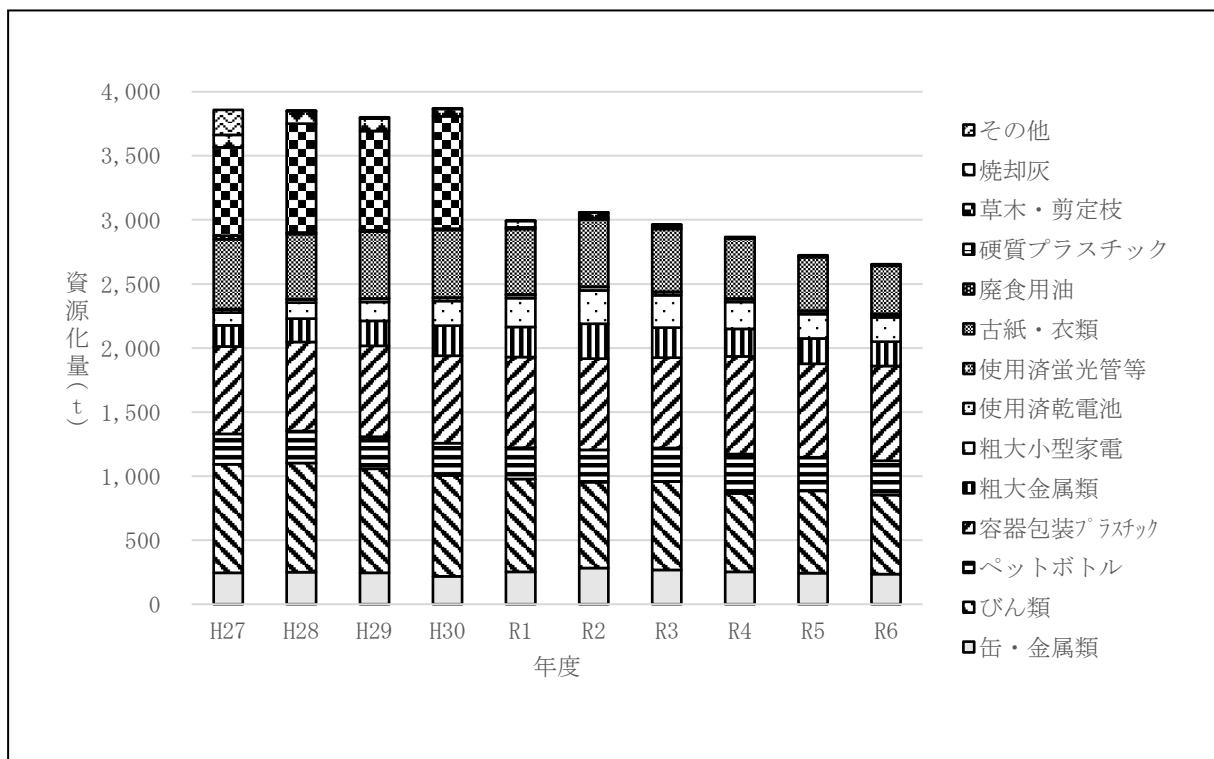


## イ 資源化量および資源化率

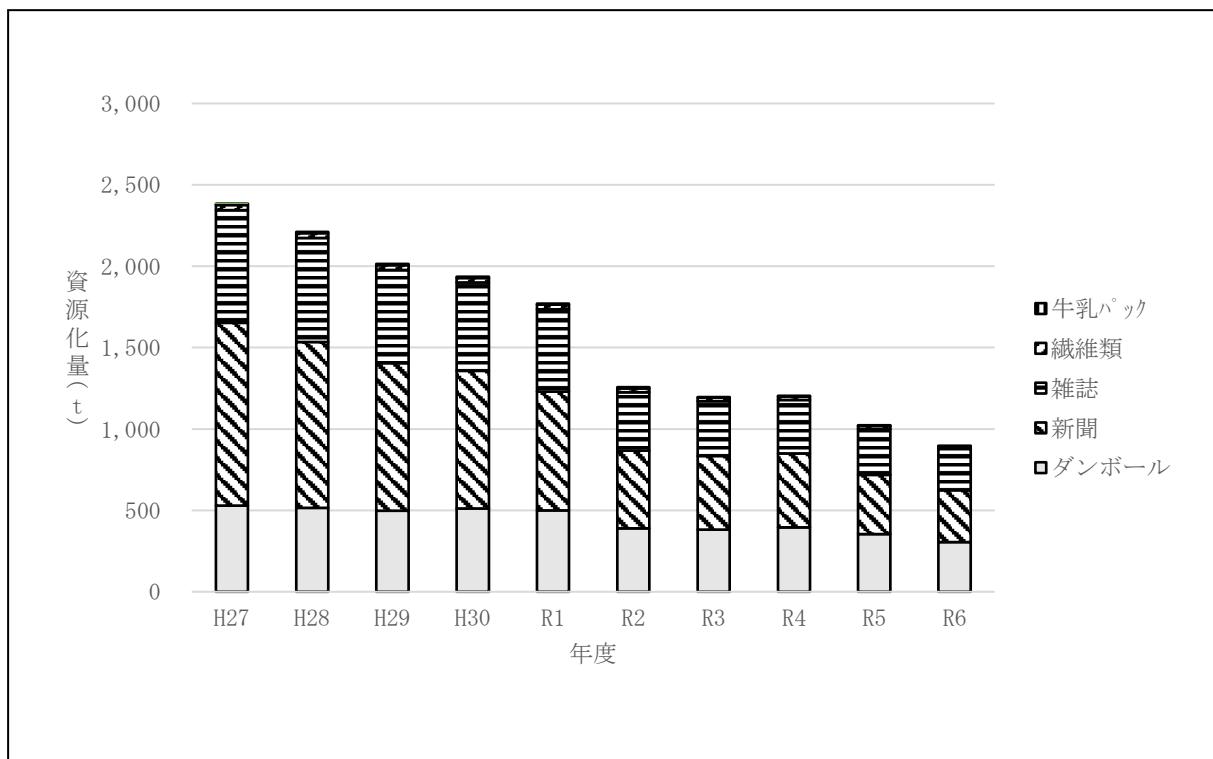
### 資源化量の経年変化

項目	年度										
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
清掃センター	缶・金属類(t)	246	251	245	217	252	282	268	252	243	236
	びん類(t)	845	852	813	788	726	670	689	614	641	616
	ペットボトル(t)	238	248	250	251	245	254	263	306	263	267
	容器包装プラスチック(t)	683	696	708	683	707	711	705	762	729	741
	粗大金属類(t)	164	183	196	236	235	273	234	215	199	188
	粗大小型家電(t)	100	125	147	191	224	261	252	210	188	191
	使用済乾電池(t)	26	24	24	25	26	26	24	23	23	23
	使用済蛍光管等(t)	1	2	3	4	4	3	4	5	4	5
	古紙・衣類(t)	546	509	523	526	511	525	489	467	419	374
	廃食用油(t)	27	11	11	12	12	12	12	10	10	10
	硬質プラスチック(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	草木・剪定枝(t)	691	850	773	875	-	-	-	-	-	-
	焼却灰(t)	96	97	99	59	49	39	20	0	0	0
集団回収	その他(t)	196	6	8	4	2	3	2	3	4	3
	小計(t)	3,859	3,854	3,800	3,870	2,993	3,058	2,962	2,867	2,723	2,654
	ダンボール(t)	530	516	497	512	499	389	381	396	354	305
	新聞(t)	1,123	1,019	908	845	730	478	453	454	364	319
	雑誌(t)	691	638	573	543	505	359	336	330	282	254
	繊維類(t)	32	30	29	28	29	24	23	21	19	16
埋立ごみの資源化(t)	牛乳パック(t)	8	7	7	7	7	7	4	5	4	4
	小計(t)	2,384	2,210	2,013	1,935	1,771	1,257	1,197	1,205	1,022	898
埋立ごみの資源化(t)		-	175	167	181	176	211	156	168	165	141
資源化量合計(t)		6,243	6,239	5,980	5,987	4,940	4,525	4,315	4,240	3,911	3,693

### 清掃センターでの資源化量

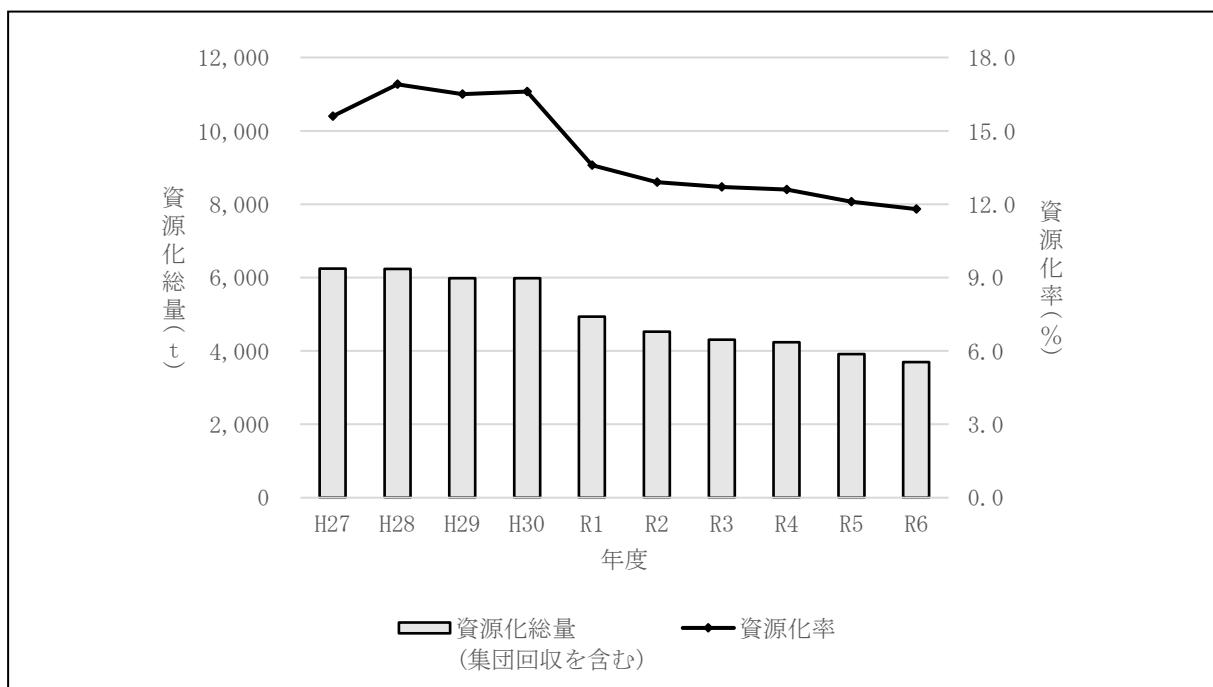


### 集団回収での資源化量



### 資源化総量とごみ総排出量に対する資源化率

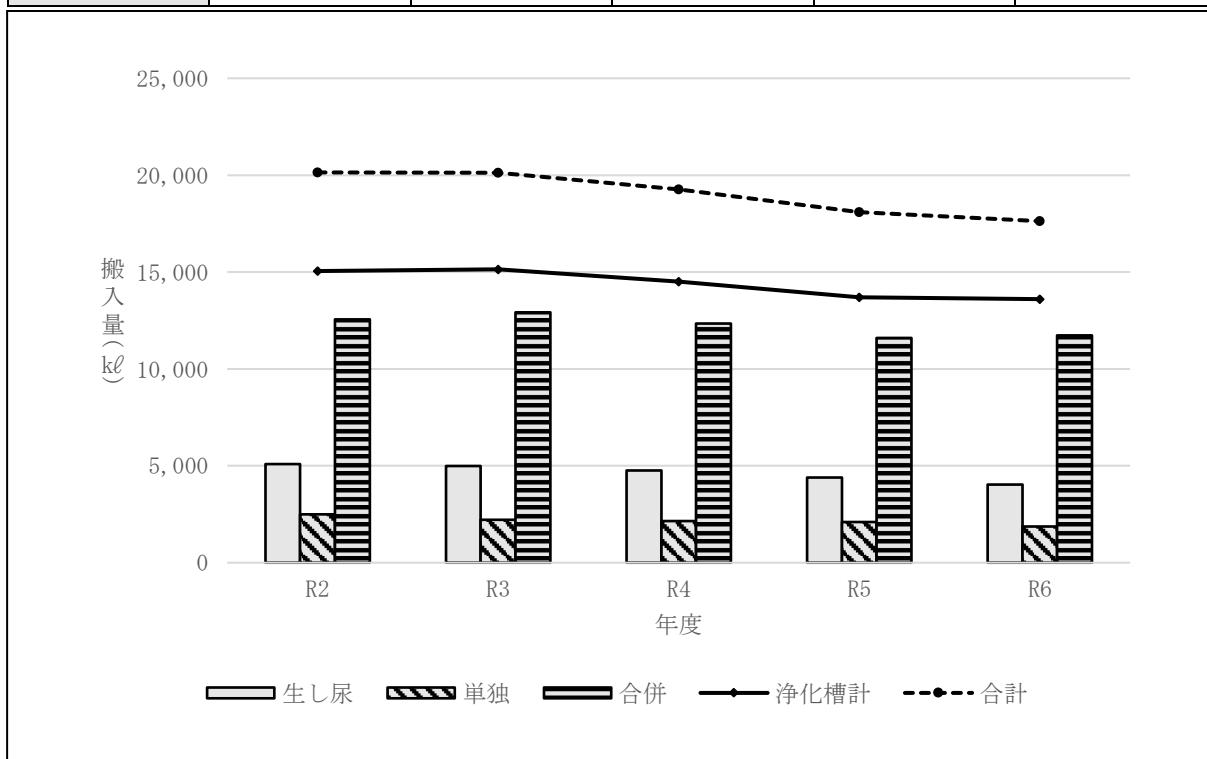
項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ総排出量(t) (集団回収を含む)		39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	35,166	33,900	33,648	32,259	31,199
資源化総量(t) (集団回収を含む)		6,243	6,239	5,980	5,987	4,940	4,522	4,307	4,240	3,911	3,693
資源化率(%)		15.6	16.9	16.5	16.6	13.6	12.9	12.7	12.6	12.1	11.8



## ウ し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量

年度	生し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)			計(kℓ)
		単独	合併	浄化槽計	
令和 2 年度	5,091	2,498	12,553	15,051	20,142
令和 3 年度	4,988	2,213	12,929	15,142	20,130
令和 4 年度	4,763	2,157	12,350	14,507	19,270
令和 5 年度	4,404	2,092	11,601	13,693	18,097
令和 6 年度	4,025	1,869	11,733	13,602	17,627



※令和 7 年 3 月 31 日現在

年度	し渣(t)	放流水(m³)
令和 2 年度	28.16	371,949
令和 3 年度	26.70	354,910
令和 4 年度	20.20	307,550
令和 5 年度	14.02	292,550
令和 6 年度	17.50	300,870

※し渣：し尿処理施設の前処理機(スクリーン)にかかったごみ。プレス前と比較して、水分量が約 60%になる。

本市の場合、焼却場へ搬入。

## エ 彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例

本市では、ごみの散乱および犬のふん害を防止することにより美観や景観を保持し、住みよく快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成14年10月1日から「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

### 主な内容

屋外で出たごみを持ち帰って、適正に処分するか、分別を徹底した回収容器等に収納しなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩くときは、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

外で喫煙するときは、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると



- まず ①必要な措置をするよう指導します。
- 次に指導に従わなければ ②期限を定めた勧告を行います。
- その勧告に従わなければ ③その勧告に従うよう命令します。
- その命令に従わなければ ④2万円以下の罰金に処します。

## 才 路上喫煙防止条例

本市では、路上での喫煙を防止することにより、市民の身体への被害を防ぎ、また、財産の保全を図ることで、市民等の安心で安全な生活環境を確保することを目的として、平成21年1月1日から「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。令和2年度からは、受動喫煙防止の観点から彦根駅西口、南彦根駅東口および西口の喫煙所を廃止し、彦根駅東口の喫煙所を移設しました。

彦根城、彦根駅、南彦根駅周辺を喫煙することができる場所として指定した場所を除き、路上喫煙禁止地区としています。

### 路上喫煙禁止区域

○駅前お城通り	…… JR彦根駅西口駅前広場とロータリーから 彦根城までの道路
○特別史跡彦根城跡内	…… 彦根城跡内および接する道路
○夢京橋キャッスルロード	…… 彦根城から四番町スクエアまでの道路
○四番町スクエア	…… 一帯
○彦根駅東口駅前広場とロータリー	…… 一帯
○南彦根駅東口駅前ロータリー	…… 一帯
○南彦根駅西口駅前ロータリー	…… 一帯

### 主な内容

路上喫煙の防止に努めなければなりません。

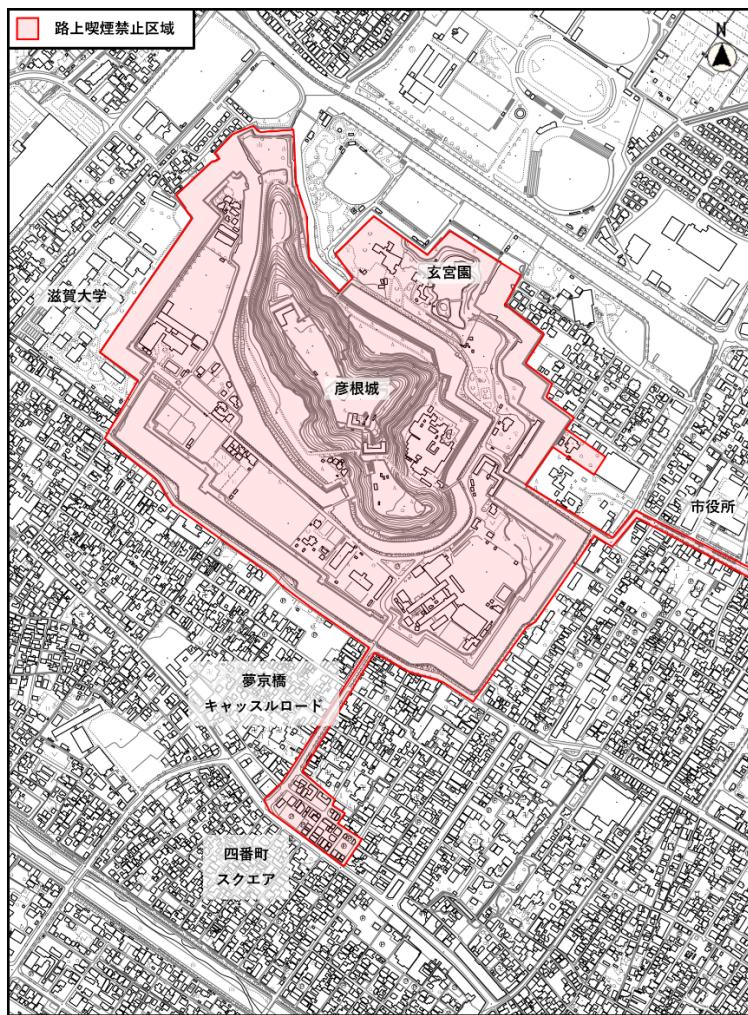
禁止地区においては、路上喫煙をしてはいけません。

禁止地区で喫煙をしていると



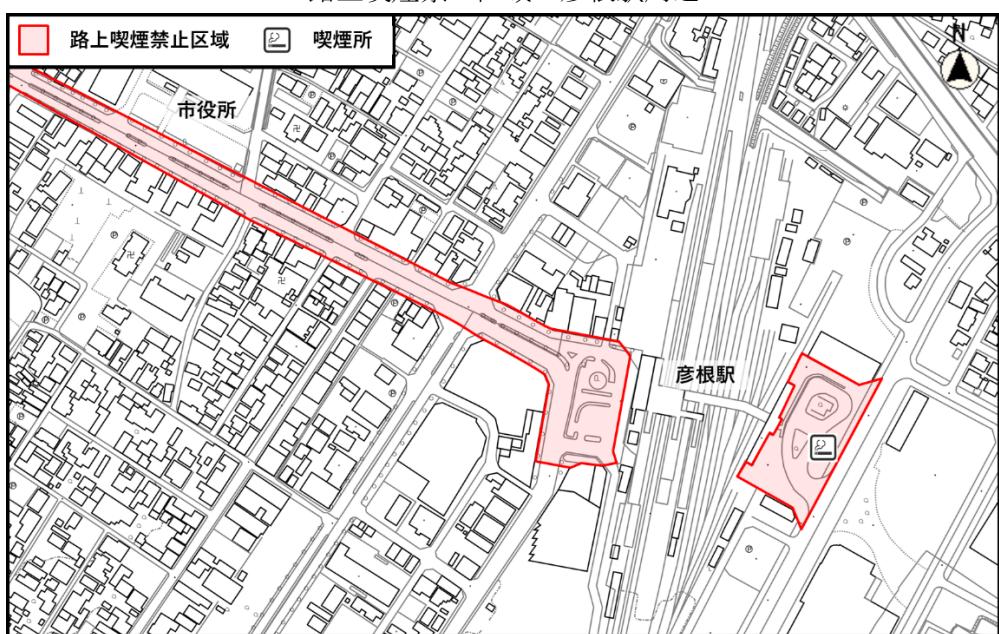
必要な措置をするよう指導します。

### 路上喫煙禁止区域 彦根城周辺



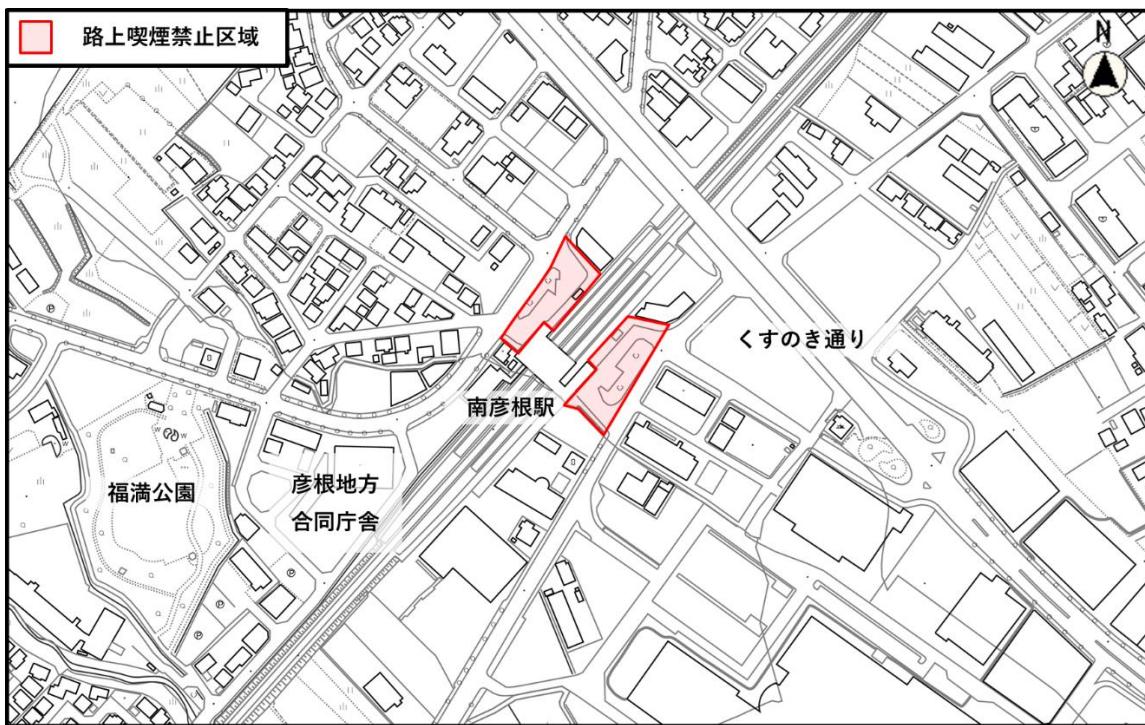
※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

### 路上喫煙禁止区域 彦根駅周辺



※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

路上喫煙禁止区域 南彦根駅周辺



※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

## (6) 生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

本市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の7地区は、農業集落排水施設整備事業が完了しています。

また、生活排水対策は、令和3年3月に改定した「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しています。

### ア 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成3年に供用を開始し、順次整備を進めています。令和7年3月末時点では89.8%の下水道人口普及率となりました。

公共下水道の推移

年度	下水道処理施設への総流入量(m <sup>3</sup> /年)	本市から下水道処理施設への流入量(m <sup>3</sup> /年)	下水道人口普及率(%)	処理区域内人口(人)	処理区域内世帯数(世帯)
令和2年度	37,237,003	11,670,298	85.8	96,262	42,189
令和3年度	37,484,954	11,905,848	86.3	96,238	43,022
令和4年度	36,546,726	11,372,787	87.1	97,095	44,056
令和5年度	37,577,241	11,736,722	88.8	98,389	45,312
令和6年度	38,555,388	11,985,547	89.8	99,184	46,413

※下水道人口普及率、人口、世帯数は各年度3月31日現在

※下水道人口普及率=  $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

#### イ 農業集落排水

平成 5 年から供用を開始した新海地区をはじめ、7 地区 13 集落に農業集落排水施設が整備されています。

農業集落排水施設の整備状況

処理区(供用開始年月)	処理区域内人口(人)	使用人数(人)	水洗化率(%)
新 海(平成 5 年 4 月)	515	507	97.69
南三ツ谷(平成 6 年 6 月)	519	516	98.47
本 庄(平成 7 年 4 月)	967	1,015	99.41
服 部(平成 7 年 4 月)	509	525	100
両 浜(平成 7 年 4 月)	579	601	99.50
下 石 寺(平成 8 年 8 月)	260	270	98.18
稻 里(平成 9 年 4 月)	509	513	96.25
計(7 処理区)	3,858	3,947	98.65

※令和 7 年 3 月 31 日現在

#### ウ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや、設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

本市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽の設置を進めており、昭和 62 年度から設置に対する補助制度を導入し、設置を積極的に推進しています。

浄化槽の設置受付状況

年度	受付件数(件)	補助件数(件)
令和 2 年度	31	14
令和 3 年度	25	7
令和 4 年度	39	9
令和 5 年度	16	1
令和 6 年度	16	5

※平成 12 年 6 月の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。

(滋賀県では、法より先行して平成 11 年 9 月から単独処理浄化槽の設置を認めていません。)

## (7) 自然環境

彦根市内では、外来生物の生息や繁殖が確認されており、その外来生物が生態系に悪影響を及ぼし、また、農林水産業に甚大な被害を与えるおそれがあります。魚ではブラックバスやブルーギルなどが有名ですが、動物ではアライグマやハクビシン、ヌートリアなど、植物ではナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイ、オオキンケイギクなどといった外来生物が確認されており、その生息域は、現在も拡大しつつあります。

アライグマとヌートリアは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく国の特定外来生物に、また、ハクビシンは「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく県の指定外来種にそれぞれ指定されており、本市では、生態系の保全を目的として、県の許可を受けた上で、捕獲による駆除を行っています。

また、ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイについては、関係機関と連携を図りながら駆除活動を実施しています。しかし、それらは一片の茎や根からでも再生することから、完全な除去は極めて困難であり、継続的な駆除活動が必要です。さらに、大群落を形成してしまうと膨大な労力と莫大な費用がかかるため、早期発見・早期駆除が何より重要です。

野外に生息してしまった外来生物は、いったん定着すると根絶が難しく、どんどん生息域を拡げていきます。これ以上、外来生物を増やさないためにも、むやみに日本へ持ち込んだり、安易に野外へ捨てたりしないよう意識付けを図るとともに、まだ知られていない外来生物の特性や特徴について周知・啓発を推進する必要があります。

生活環境課での外来生物捕獲頭数

年度	アライグマ(頭) (括弧内は委託分)	ハクビシン(頭) (括弧内は委託分)	ヌートリア(頭) (括弧内は委託分)
令和 2 年度	24(1)	24(0)	5(0)
令和 3 年度	54(1)	20(2)	10(0)
令和 4 年度	35(0)	21(3)	18(0)
令和 5 年度	43(2)	9(0)	5(0)
令和 6 年度	54(1)	15(0)	2(0)



アライグマ



ハクビシン



ヌートリア

## (8) 保存樹木等

本市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則」第2条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、11樹木および樹林3箇所を、それぞれ「保存樹」、「保存樹林」として指定しています。これらは、我々が生活する中において、心にやすらぎを与え、美観を構成している貴重な存在です。また、「保存樹」、「保存樹林」の健全な生育を図る目的で、「彦根市保存樹木等保全事業補助金交付要綱」に基づき、保存樹木等の維持費の一部を補助しています。

保存樹木等一覧

指定番号	指定年月日	名称	所在地	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周(cm)	樹高(m)	主要な樹種	土地面積(m <sup>2</sup> )
T-2	S63. 6. 5	金毘羅宮 (三本杉)	野田山町 291	スギ	512 510 414	38 40 24	—	—
T-3	S63. 6. 5	法藏寺	南川瀬町 1196	チヨウ	408	20	—	—
T-4	S63. 6. 5	春日神社	広野町 69	ケヤキ	489	28	—	—
T-5	S63. 10. 25	新神社	岡町 128	タブノキ	335	21	—	—
T-7	H7. 6. 5	井伊神社	古沢町 1112	シダレザクラ	167	6	—	—
T-8	H7. 6. 5	善敬寺	八坂町 1420	クロマツ	218	7	—	—
T-9	H18. 6. 15	春日神社	松原町 512	フジ	100	3	—	—
T-10	H18. 6. 15	長久寺	後三条町 59	ウメ	410	5	—	—
T-11	H18. 6. 15	荒神山神社	清崎町 1931	タマノキ	435	10	—	—
T-13	H31. 3. 15	八王子神社	小泉町 621	スギ	283	18	—	—
T-14	H31. 3. 15	明照寺	平田町 744	ヒマラヤスギ	228	18	—	—
W-1	S63. 6. 5	春日神社	地蔵町 1	—	—	—	シイ アラカン スギ	1,395
W-2	S63. 6. 5	稻倉神社	上稻葉町 108	—	—	—	ケヤキ クロガネモチ	1,314
W-3	S63. 10. 25	甘呂神社	甘呂町 880	—	—	—	ケヤキ クスノキ	39,943

※令和7年3月31日現在

※T-1、T-6、T-12の保存樹については、倒木等により削除

## 保存樹木等 位置図



※国土地理院ホームページ(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

※地理院地図(電子国土 web)を加工して作成

### 写真解説

(1)指定番号 (2)所在地 (3)名称 (4)樹木、樹林の種類

①



②



③



④



(1)T-7

(2)古沢町

(3)井伊神社

(4)シダレザクラ

(1)T-9

(2)松原町

(3)春日神社

(4)フジ

(1)T-10

(2)後三条町

(3)長久寺

(4)ウメ

(1)W-1

(2)地蔵町

(3)春日神社

(4)シイ、アラカシ、スギ

⑤



⑥



⑦



⑧



(1) T-5

(2) 岡町

(3) 新神社

(4) タブノキ

(1) T-2

(2) 野田山町

(3) 金毘羅宮

(4) スギ

(1) T-14

(2) 平田町

(3) 明照寺

(4) ヒマラヤスギ

(1) T-8

(2) 八坂町

(3) 善敬寺

(4) クロマツ

⑨



⑩



⑪



⑫



(1) W-3

(2) 甘呂町

(3) 甘呂神社

(4) ケヤキ、クスノキ

(1) T-13

(2) 小泉町

(3) 八王子神社

(4) スギ

(1) T-4

(2) 広野町

(3) 春日神社

(4) ケヤキ

(1) T-11

(2) 清崎町

(3) 荒神山神社

(4) ダマノキ

⑬



⑭



(1) T-3

(2) 南川瀬町

(3) 法藏寺

(4) イチョウ

(1) W-2

(2) 上稲葉町

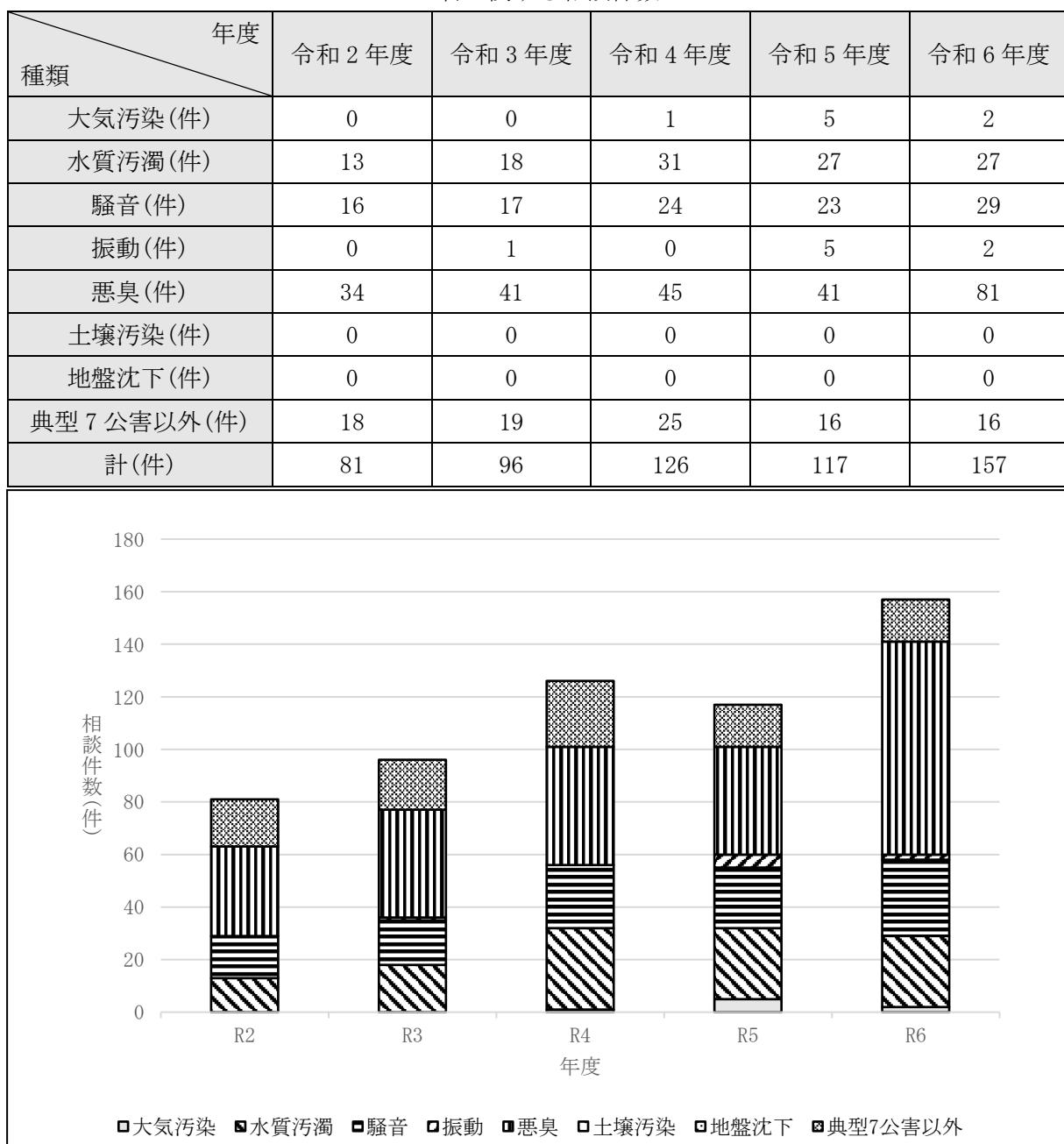
(3) 稲倉神社

(4) ケヤキ、クロガネモチ

## 4 公害防止対策

### (1) 公害に関する相談の状況

公害に関する相談件数



※騒音と振動、水質と悪臭など複数の公害にまたがる相談については、主要な申立内容で計上

※野外焼却は悪臭として計上

## (2) 公害関係届出状況

著しい騒音・振動を発生するとして政令で定められた「特定施設」を有する工場・事業場（「特定工場」と呼びます）や「特定建設作業」については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、騒音については交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法で定められています。

また、特定施設を設置しようとするときや、特定建設作業を実施しようとするときには、事前に届出を行うことが義務付けられています。

特定施設の設置工場数と施設数(騒音)

特定施設番号	種類	設置工場数	施設数
1	金属加工機械	40	331
2	空気圧縮機及び送風機	133	1,697
3	土石用破碎機等	2	22
4	織機	3	139
5	建設用資材製造機械	1	7
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	5	27
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	1	33
10	合成樹脂用射出成形機	5	165
11	鋳型造型機	2	33
計		192	2,454

※令和7年3月31日現在

※設置工場数において、2種類以上の特定施設を設置している場合は、主要な特定施設の方で計上

令和6年度 特定建設作業の件数(騒音)

作業番号	種類	件数(件)
1	くい打機等を使用する作業	2
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	43
4	空気圧縮機を使用する作業	8
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
6	バックホウを使用する作業	14
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
計		68

特定施設の設置工場数と施設数(振動)

特定施設番号	種類	設置工場数	施設数
1	金属加工機械	34	426
2	圧縮機	107	825
3	土石用破碎機等	2	24
4	織機	3	130
5	コンクリートブロックマシン等	0	0
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	1	35
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	47
9	合成樹脂用射出成形機	6	186
10	鋳型造型機	2	33
計		156	1,707

※令和 7 年 3 月 31 日現在

※設置工場数において、2 種類以上の特定施設を設置している場合は、主要な特定施設の方で計上

令和 6 年度 特定建設作業の件数(振動)

作業番号	種類	件数(件)
1	くい打機等を使用する作業	5
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	4
4	ブレーカーを使用する作業	34
計		43

### 特定工場等において発生する騒音の規制基準

規制基準値

区域	朝(dB)	昼間(dB)	夕(dB)	夜間(dB)
	午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

区域の区分

区域	区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

### 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制基準

区域	基準値(dB)	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85	午後7時から午前7時の時間内でないこと	10時間/日を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時から午前6時の時間内でないこと	14時間/日を超えないこと		

区域の区分

区域	区分
1号区域	特定工場等の騒音に係る第1種区域、第2種区域、第3種区域までの全域および第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地の周囲80mの区域内
2号区域	特定工場等の騒音に係る指定区域のうち上記の区域を除く区域

### 特定工場等において発生する振動の規制基準

#### 規制基準値

区域	昼間(dB)	夜間(dB)
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域(I)	65	60
第2種区域(II)	70	65

第2種区域(I)および第2種区域(II)に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

#### 区域の区分

区域	区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域(I)	住居の用に合わせて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域
第2種区域(II)	主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要のある区域

### 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

#### 規制基準

区域	基準値(dB)	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75	午後7時から午前7時の時間内でないこと	10時間/日を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時から午前6時の時間内でないこと	14時間/日を超えないこと		

#### 区域の区分

区域	区分
1号区域	特定工場等の振動に係る第1種区域、第2種区域(I)の全域および第2種区域(II)のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地の周囲80mの区域内
2号区域	特定工場等の振動に係る指定区域のうち上記の区域を除く区域

### (3) 公害防止および環境保全に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた「公害防止および環境保全に関する協定」を下記事業所との間で締結し、隨時見直しを行っています。

協定締結事業所一覧

No	締結工場名	住所	締結年月日	見直し日
1	(株) ナイキ彦根工場	彦根市彦富町773-1	S45. 11. 24	R5. 11. 16
2	沢村バルブ (株)	彦根市川瀬馬場町1262-2	S47. 3. 8	
3	(株) ブリヂストン彦根工場	彦根市高宮町211	S47. 4. 28	R5. 4. 10
4	(株) ピラミッド彦根工場	彦根市西葛籠町233	S47. 5. 1	
5	パナソニック (株) くらしアプライアンス社	彦根市岡町33	S47. 5. 13	H23. 6. 1
6	新日本エザーコア (株) 彦根工場	彦根市鳥居本町1990	S47. 6. 9	H27. 7. 1
7	(株) 大和バルブ彦根工場	彦根市西葛籠町408	S47. 6. 9	H24. 5. 28
8	大丸工業 (株) 彦根工場	彦根市西葛籠町422	S47. 6. 9	R5. 2. 13
9	マルホ (株) 彦根工場	彦根市高宮町2763	S47. 6. 27	R4. 8. 24
10	㈱レゾナック彦根川瀬事業所	彦根市川瀬馬場町800	S47. 7. 3	R5. 2. 20
11	(株) S C R E E N ホールディングス彦根事業所	彦根市高宮町480-1	S47. 10. 14	H27. 4. 1
12	㈱レゾナック彦根事業所(清崎)	彦根市清崎町60	S48. 5. 25	R3. 8. 3
13	アルテミラ (株) 彦根工場	彦根市榆町370	S48. 5. 25	R3. 8. 3
14	キリンビール (株) 滋賀工場	犬上郡多賀町敏満寺1600	S49. 2. 20	H28. 4. 1
15	清水工業 (株)	彦根市榆町250	S51. 10. 28	H15. 5. 7
16	ダイニック (株) 滋賀工場	犬上郡多賀町多賀270	S52. 5. 2	H26. 1. 8
17	大東電材 (株) 彦根事業所	彦根市野口町1	S53. 12. 9	R5. 11. 20
18	角田鉄工 (株)	彦根市日夏町2789	S55. 12. 25	
19	吳羽テック (株) 河瀬工場	彦根市榆町280	S47. 6. 27	H20. 4. 1
20	Joyson Safety Systems Japan合同会社彦根製造所	彦根市彦富町1542	S59. 12. 18	H30. 8. 30
21	(株) 杉本商事	彦根市南川瀬町771	S63. 7. 7	
22	(株) 彦根LIXIL製作所	彦根市服部町840	S63. 9. 17	
23	(株) 三水	彦根市高宮町22-3	S63. 12. 27	
24	(有) 中野鉄工	彦根市高宮町2754-1	H1. 2. 6	
25	東海漬物 (株)	彦根市蓮台寺町32	H4. 7. 24	
26	佐伯金属 (株)	彦根市金沢町123	H4. 10. 27	H5. 11. 17
27	(株) U A C J アルミセンター	彦根市高宮町2810	H5. 2. 10	H25. 4. 23
28	(株) ヤマト精工	彦根市高宮町2757-1	H6. 4. 25	
29	パナソニックアソシエイツ滋賀 (株)	彦根市野瀬町269	H7. 6. 22	H22. 3. 1
30	彦根愛知犬上広域行政組合	彦根市中山町381-1	H8. 11. 18	R7. 3. 3
31	夏原工業 (株)	彦根市高宮町2688-1	H9. 6. 30	
32	フジテック (株) ビッグウイング製作所	彦根市宮田町591-1	H11. 6. 23	H15. 5. 28
33	(株) 石川製作所	彦根市高宮町2630-1	H14. 5. 29	
34	滋賀県東北部浄化センター	彦根市松原町1550	H20. 3. 31	
35	(株) メカテック	彦根市西葛籠町435-1	H24. 4. 1	
36	(有) 伊藤金属	彦根市野田山町750-1	H27. 4. 1	
37	廣瀬バルブ工業 (株)	彦根市芹川町436	H29. 3. 21	
38	(株) エムティテクノス	彦根市野瀬町251番地1	H30. 2. 15	
39	彦根ロジスティクス (株)	犬上郡多賀町敏満寺727番地	H30. 3. 5	
40	(株) イチダ	彦根市東沼波町963番地1	H30. 6. 25	
41	(株) 昭和バルブ製作所	彦根市小泉町155番9号	R6. 4. 17	

※令和7年3月31日現在

## 5 環境保全に向けた取組

彦根市では、環境基本条例に則り、環境保全に向けた様々な取組を行っています。ここでは、本市の環境行政の要である環境基本条例、その下位に属する環境基本計画および地域行動計画に基づいて行った主な取組を紹介していきます。

### (1) 環境基本条例

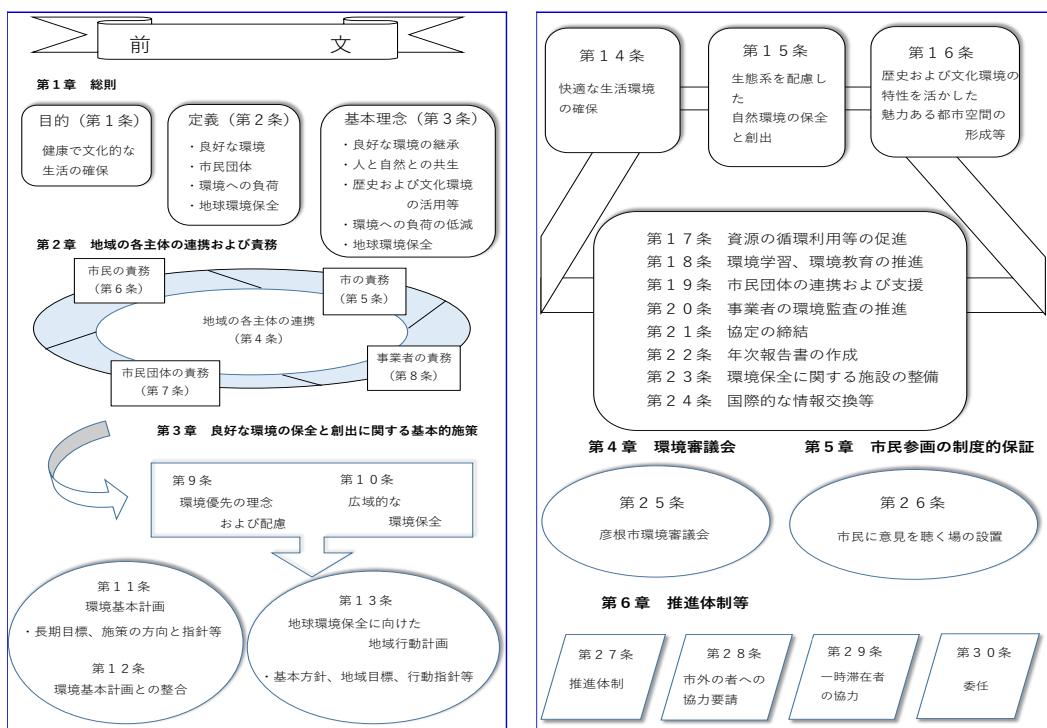
本市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成5年に「環境基本法」を、県においても平成8年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民の全てが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となっていました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取組を総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成11年3月に彦根市環境基本条例を制定しました。

彦根市環境基本条例の全体構成図



## (2) 環境基本計画および地域行動計画と関連組織

### ア 第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画の概要

令和3年3月に策定した第3期計画では、身近なごみ問題から地域の自然環境の保全、歴史文化との調和、地球環境問題に至るまで様々な環境について、市・市民・市民団体・事業者が役割分担のもと、連携しながら環境保全に取り組んでいくための方策や取組を示しています。

#### 目指す環境像

##### 歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根

～川、湖、みどりと歴史のまちを未来へ ひこね環境 SDGs～

環境基本計画および地域行動計画では、目指す環境像を実現していくため、具体的な柱として5つの基本目標を定めます。世界共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を本市の環境に関する基本目標と結び付け、ふるさと彦根の環境を未来に引き継ぐことが持続可能な世界につながることを示しています。

##### ○人・自然・文化が調和するまちづくり

人と自然、人と歴史文化が調和し、様々な恵みが将来にわたって守り育まれるまちづくりを目指します。

##### ○安全・安心が実感できる快適なまちづくり

良好な大気や水などの環境が確保され、ごみのポイ捨てがない安全・安心で快適なまちづくりを目指します。

##### ○水や資源の循環が進んだまちづくり

森・川・里・湖のつながりや資源循環に関する意識や行動が定着し、循環が進んだまちづくりを目指します。

##### ○未来の地球を守るためのまちづくり

環境に配慮した行動や事業活動が定着し、地球温暖化対策が進んだまちづくりを目指します。

##### ○参加と連携による人づくり・まちづくり

今ある環境を良くするにはどうすべきか自ら考え行動する人材を育成し、人と人、人と地域、地域と地域の連携が進んだまちづくりを目指します。

### イ 環境審議会

環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創出に関する基本的事項を調査審議するため、「環境審議会」を設置しています。

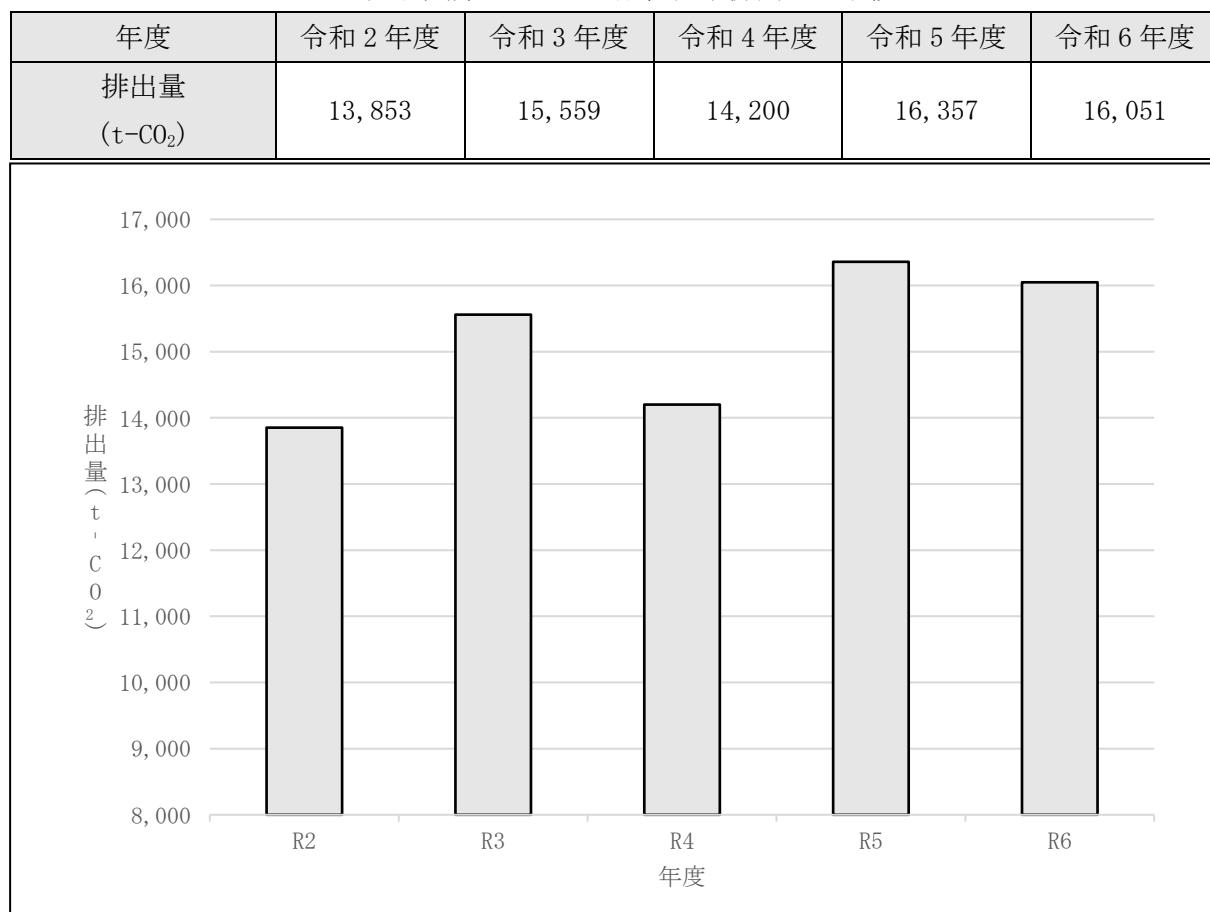
### (3) 低炭素社会の実現と持続可能な社会を目指して

#### ア 地球温暖化対策について

本市では、平成 11 年 3 月に「彦根市環境基本条例」を制定し、その後、平成 13 年 3 月には「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を定め、彦根市域の環境保全に努めてきました。また、時期を同じくして地球温暖化が環境問題の一つとして顕著になりました。

本市では、これを踏まえ平成 13 年 11 月に「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、市の事務および事業から発生する温室効果ガスの排出抑制に向け取り組んできました。令和 4 年 3 月には第 5 期計画を策定し、「令和 12 年度までに温室効果ガスの総排出量を平成 25 年度比で 50% 削減する」といった目標を設定しました。また、令和 5 年 3 月には、市域における二酸化炭素の排出状況や削減目標、削減に向けた取組等を掲載した「彦根市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、2050 年ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

彦根市役所における二酸化炭素排出量の推移



※彦根市における令和 6 年度環境マネジメントシステム実績報告値より算出

※排出量は、電気事業者やガス事業者が発表する CO<sub>2</sub> 排出係数による影響を受けます。

#### イ 低炭素社会の実現に向けた主な取組

彦根市では、低炭素社会の実現に向けて様々な取組を行っています。

##### 地域への環境学習出前講座の開催

小学校や自治会、事業所などに赴き、職員や環境団体が講師として、「水」「生き物」「地球温暖化」など環境に関する身近なテーマをもとに、分かりやすく解説し、具体的な行動について講義を実施しています。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から環境学習出前講座の開催回数が減少していましたが、現在は増加傾向にあります。

環境学習出前講座の実績

年度	実施回数(回)	のべ参加人数(人)
令和 2 年度	4	70
令和 3 年度	1	17
令和 4 年度	8	236
令和 5 年度	13	413
令和 6 年度	13	556



出前講座の様子

##### 低公害車の導入

本市は、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排出ガス中の有害物質量を基準値よりもさらに抑えた低排出ガス車を導入しており、令和 6 年度末時点で本市の低公害車保有割合は 81.5% となっています。

低公害車保有台数の推移

年度	公用車 保有総数(台)	低公害車 保有台数(台)	低公害車 保有割合(%)
令和 2 年度	295	213	72.2
令和 3 年度	288	216	75.0
令和 4 年度	288	221	76.7
令和 5 年度	282	225	79.7
令和 6 年度	277	226	81.5

### 緑のカーテン推進事業

緑のカーテンとは、建物の壁や窓の外に植物を生育させて、遮光効果と室温の上昇を抑えることを目的とした省エネルギー手法です。

緑のカーテンは、比較的安価に取り組める温暖化対策の一つで、市民の方々を対象に緑のカーテンの育て方に関する講習会を行っています。



講習会の様子

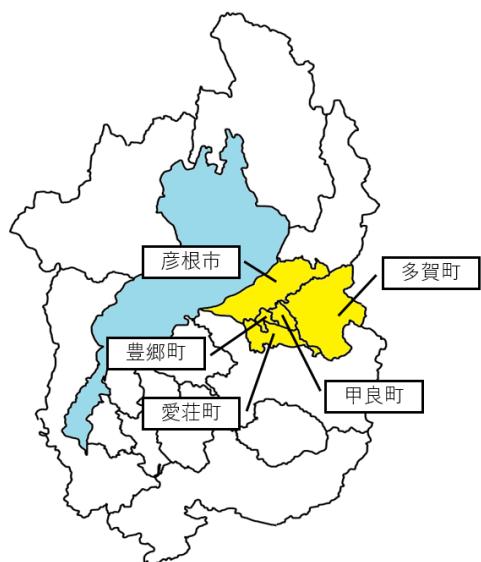
### 緑のカーテン講習会の実績

年度	日時	場所	参加人数 (人)
令和 2 年度	令和 2 年 6 月 12 日(金)11:00~12:00	ビバシティ彦根センタープラザ	100
	令和 2 年 6 月 12 日(金)14:00~15:00		100
令和 3 年度	令和 3 年 5 月 9 日(日)11:30~12:00	ビバシティ彦根センタープラザ	250
令和 4 年度	令和 4 年 5 月 7 日(土)11:30~12:10	ビバシティ彦根センタープラザ	140
	令和 4 年 5 月 7 日(土)14:00~14:40		180
令和 5 年度	令和 5 年 5 月 27 日(土)11:30~12:10	ビバシティ彦根センタープラザ	140
	令和 5 年 5 月 27 日(土)14:00~14:40		150
令和 6 年度	令和 6 年 5 月 26 日(日)11:00~11:40	ビバシティ彦根 ビバパーク	150
	令和 6 年 5 月 26 日(日)14:00~14:40		150

今後、少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、安心して暮らし続けられる地域を形成する「定住自立圏構想」があり、彦根市は、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の 1 市 4 町で同構想を推進しています。1 市 4 町の広域で連携し、それぞれの市町の自主性を尊重しながら、広域内で地域の活性化を目指す取組をしています。

緑のカーテン推進事業は、定住自立圏構想により、近隣 4 町と共に取り組んでいます。

### 湖東定住自立圏



#### (4) 良好的な環境の保全に向けて

本市では、市域の環境保全、環境保護を推進するため、各種関係団体への加盟、および会議等へ出席し、市民に向けた情報発信を行っています。定期的にイベント等を行い、市民の方に環境に関する様々な興味を持つていただけるよう啓発に努めています。

##### ア 水鳥の観察会

琵琶湖の湿地保全の推進のため、毎年2月2日の「世界湿地の日」にちなみ、水鳥の観察会を開催しています。

令和6年度は犬上川河口付近で観察会を開催し、琵琶湖の美しさやその自然環境保全の重要性を市民に考えていただく機会を提供しました。観察会の結果として、ホオジロガモをはじめとした多くの水鳥や野鳥を観察することができました。



観察会の様子

##### イ びわ湖一周『買うならエコ!』リレー(滋賀グリーン活動ネットワーク)

グリーン購入とは、商品やサービスを買い求めるときに、環境面から必要性を考慮して、できるだけ環境にやさしいものを選択することです。滋賀グリーン活動ネットワークはグリーン購入を普及・啓発するための活動を行っています。

本市では、設立当初から発起団体として参加し、県内の市町が連携してパネル展示等を行う「びわ湖一周『買うならエコ!』リレー」などを通じて普及・啓発に努めています。



パネル展示の様子

## (5) 資源循環型社会の推進のために

資源循環型社会構築の手段として、古紙等のリサイクル活動を推進し、廃棄物の減量、資源化を図っています。また、ごみの正しい分別や減量化の推進のため出前講座等を実施し、啓発に努めています。

### ア 古紙・衣類の行政回収

希望された地区で新聞、雑誌、ダンボール等の古紙や衣類の行政回収を行っています。

### イ 集団回収とリサイクル活動推進事業奨励金

リサイクルやごみ問題に対する市民への周知や、ごみの資源化を推進するために、「ダンボール」、「新聞」、「雑誌」、「紙パック」、「繊維類」を対象に集団回収を行った団体に、奨励金を交付しています。

リサイクル活動推進事業奨励金の交付状況

年度	交付件数(件)
令和 2 年度	622
令和 3 年度	604
令和 4 年度	623
令和 5 年度	554
令和 6 年度	459

### ウ ボトル to ボトルの取組

令和 4 年 4 月から、それまで清掃センターで行っていたペットボトル圧縮梱包作業を民間企業に委託し、それらのペットボトルを県内企業で再びペットボトルとして再生しています。これにより、ボトル to ボトルの水平リサイクルを確立しています。

## エ 清掃活動の実施

地域の環境美化とごみの散乱防止を図るため、市民や企業、ボランティア団体等が一体となり、松原町松原浜周辺の琵琶湖岸の清掃活動を実施しました。



清掃活動の様子

### 清掃活動の実績

実施日	実施活動	実施場所	回収量(kg)	参加人数(人)
令和6年7月5日	びわ湖を美しくする運動	松原浜	180	200

## オ 不法投棄の防止対策

不法投棄の未然防止と早期発見に努めるため、不法投棄防止パトロールを実施しています。

## カ 出前講座や施設見学の実施

ごみの分別や処理方法等を正しく理解していただくために、希望のあった自治会や小学校等に出前講座を実施しました。施設見学については、現在、ごみ焼却場長寿命化改修工事やごみ焼却場定期整備工事を行っていることから実施を見合わせています。

また、ごみ集積所設置工事補助金制度を利用された自治会を対象に出前講座を実施しました。

### ごみ減量・分別等に関する出前講座の実績

年度	実施回数(回)	のべ参加人数(人)
令和2年度	0	0
令和3年度	9	253
令和4年度	9	239
令和5年度	12	317
令和6年度	22	816

## (6) 市民と取り組む環境保全活動

環境保全に環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取組を紹介します。

### ア 快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会は昭和 59 年 7 月 19 日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

本会は、市内各地で「自然観察会」を開催しています。四季折々の自然を中心にテーマを選んで、市内の身近な自然に親しむ観察会を開催し、市民の自然保護意識の高揚のため活動しています。



川の生き物観察会

### 自然観察会の実績

活動日	活動内容	活動場所	参加人数 (人)
令和 6 年 4 月 6 日(土)	佐和山の春の観察会	佐和山	22
令和 6 年 6 月 1 日(土)	ホタルの観察会	南地区公民館	32
令和 6 年 8 月 6 日(火)	川の生き物観察会	犬上川南青柳橋周辺	65
令和 6 年 9 月 1 日(日)	彦根城樹木ウォッキング オニバス	彦根城	8
令和 6 年 9 月 23 日(月)	タカのわたり	佐和山	18
令和 6 年 10 月 19 日(土)	雨壺山の秋の自然	雨壺山	10
令和 7 年 1 月 26 日(日)	水鳥の観察会	犬上川河口	9
令和 7 年 3 月 20 日(木)	早春の草花観察会	矢倉川周辺	26

## イ 彦根自然観察の会

彦根自然観察の会は、多くの人に自然のすばらしさを知ってもらうための観察会を実施し、自然とのふれあいの場を提供しています。一部の観察会は、快適環境づくりをすすめる会と共に催しています。

また、動植物の調査活動を継続して行っており、彦根を中心に湖東地方の植物の生育状況を調べています。

令和6年度は、彦根市の自然を多くの方に楽しんでいただくため、雨壺山周辺の動植物をマップにまとめたリーフレットを作成しました。

### 自然観察会の実績

活動日	活動内容
令和6年4月6日(土)	佐和山の春の自然観察
令和6年6月1日(土)	ホタルの観察会
令和6年8月6日(火)	川の生き物観察会
令和6年9月1日(日)	彦根城樹木ウォッチング
令和6年9月23日(月)	タカの渡りの観察会
令和6年10月15日(火)	雨壺山の秋の自然
令和6年11月30日(土)	冬の野鳥観察



雨壺山の自然ウォッチングガイド



彦根城樹木ウォッチング

## 彦根城オニバスプロジェクト

オニバスは、県内では彦根城だけに自生する希少な植物で、彦根市の天然記念物に指定されています。彦根自然観察の会では、オニバスを次の世代に残すために、「彦根城オニバスプロジェクト」を実施し、普及活動、保護活動を行っています。若葉小学校の池では生徒とともにオニバスを育てる活動を行っており、彦根城のお堀では生育環境の整備と水質調査などを継続して行っています。また、オニバスを広く知ってもらうためのパネル展示も行っています。



マスコットキャラクター彦鬼くん

## ウ 彦根市環境保全指導員連絡会議

彦根市環境保全指導員は、平成 4 年に彦根市が策定した「彦根市生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

現在 60 名余りの方に認定証を交付しており、市内を流れる中小河川・水路の水質を 3 箇月に 1 回測定し、その結果をもとに水質マップを作成しています。また、河川水路の水質調査のほかに、ホタルの調査、小学校への環境出前講座を実施するなど、市内各地で生活排水対策の啓発活動を行っています。



活動の様子

## 市民環境スクール

環境保全指導員の養成講座として市民環境スクールを毎年開催しています。その内容は環境関連施設や市内工場の見学、環境講演、市内河川での水生生物の観察、水質測定法の学習などで、会員は運営に関わっています。私たちの周りの身近な環境、特に水環境について見つめ直し、環境問題を考えていきます。

令和 6 年度は、新規参加者 10 名全員に修了証を授与し、そのうち 5 名が環境保全指導員として活動されています。

### 市民環境スクールの実績

活動日	活動内容	活動場所	参加人数 (人)
令和 7 年 2 月 19 日 (水)	施設見学・水環境講演	東北部浄化センター	積雪のため中止
令和 7 年 3 月 1 日 (土)	水生生物観察会・簡易水質試験	鳥居本地区公民館	13

## エ 簡易生ごみ処理普及啓発団体

高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみ処理方法として、有用微生物を活用した生ごみの堆肥化「簡易生ごみ処理」とその普及啓発活動に取り組んでいます。

現在 8 団体 165 世帯の会員の方々が活動されています。

また、令和 3 年度から団体代表者や学生、市職員その他で構成する「彦根市ごみ削減推進協議会」を立ち上げて、定期的なボカシ作りや配布・販売、初心者講座の開催などを行い、さらなる普及拡大に取り組んでいます。



初心者講座の様子

## 6 用語の解説

### 公害

環境基本法(第2条)では7種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素(炭酸ガス)やメタン、フロンガスなどは、ちょうどガラス温室のように太陽からの光は通すが、地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果により、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などにより、海面が上昇することも考えられる。

### 低炭素社会

地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、大幅に削減し、自然界の吸収量と同等レベルにする(「カーボン・ニュートラル」という。)あるいは、自然界の吸収量以下レベルにする(「カーボン・マイナス」という。)ことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会をいう。

### 水素イオン濃度(pH)

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液1ℓ中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。pHは通常0~14の間の数値で示され、pH7は中性を、7を超える値ではアルカリ性、7未満の値では酸性を示す。

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量(mg/ℓ)で表される。測定方法は、20℃で5日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味する。

### 化学的酸素要求量(COD)

海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量(mg/ℓ)で表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

### 溶存酸素(DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位はmg/lで表す。一般に清浄な河川では、DOはほぼその温度での飽和値(0°C、1気圧で 14 mg/l程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25°Cでは 8 mg/l程度になる。)に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、DOの値は低くなる。

### 浮遊物質量(SS)

水に溶けず浮遊している粒径 2 mm以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常mg/lで表す。

### 全窒素(T-N)

水中の有機態窒素と無機態窒素の総量。無機態窒素にはアンモニウムイオン( $\text{NH}_4^+$ )、亜硝酸イオン( $\text{NO}_2^-$ )、硝酸イオン( $\text{NO}_3^-$ )があり、有機態窒素とはたんぱく質などに含まれる窒素をいう。生活雑排水として、1日1人当たり約 10g の窒素(全窒素)を出している。窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

### 全りん(T-P)

水中に溶解している有機態りんと無機態りんの総量。水中のりん酸イオン( $\text{PO}_4^{3-}$ )は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料など人の活動の影響により濃度は増える。1日1人当たり約 1~2g のりん(全りん)が環境中に排出され、富栄養化の原因となる。

### 電気伝導度

水中の無機イオン(金属イオンやミネラル成分)の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値( $\Omega$ )の逆数で表す。排水、特に無機系(金属系)工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は 1  $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下となる。ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン(ミネラル成分)が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

### クロム(Cr)

クロムは、空気および湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム( $\text{Cr}^{3+}$ )の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム( $\text{Cr}^{6+}$ )の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓およびひ臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

## 銅(Cu)

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないか、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は1ppmとされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起り、発汗、歯茎の着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物については、あまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬(ボルドー液)などがある。

## カドミウム(Cd)

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害(肺気腫)、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化(白血球・赤血球の減少)が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

## 鉛(Pb)

金属鉛は湿気に強く、空气中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

## ひ素(As)

灰色で金属光沢があり、鷄冠石、石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素およびその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

## 水銀(Hg)

常温・常圧で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀および塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえや言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

## 環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

## 面的評価

「騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。

ppm

parts per million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の 100 万分の 1 の量を 1ppm といい、水の場合は、1 kg(約 1ℓ) 中の mg 数、1 t(約 1 m<sup>3</sup>) 中のグラム数を表し、大気の場合は 1 m<sup>3</sup> 中 1 cm<sup>3</sup> のガス量を表す。なお、1 ppb は 1 億分の 1 の量を表し、1 ppm は 1,000 ppb を表す。

## ボカシ

米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの。



**彦根市の環境**  
(環境の状況に関する年次報告書)

令和 8 年(2026 年)1 月

発行 彦根市

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市市民環境部生活環境課

TEL:0749-30-6116 FAX:0749-27-0395

E-mail:kankyozen@ma.city.hikone.shiga.jp